

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年4月23日

時 間：午前10時00分

大槻町北公民会館

開 議 午前10時

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
都市整備課長	郡山泰明
産業振興課長兼農業委員会長 事務局長	三瓶保重

参事官 健康福祉課長	渡辺 清治
参事官 生活環境課長	緑川 富男
税務課長	阿久津 守雄
教育総務課長	猪狩 隆
生涯学習課長	高野 善男
健康福祉課主幹 兼課長補佐 兼保育所長	伏見 克彦
総務課主幹兼 課長補佐	菅野 利行
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺 弘道
下水道係長	林 紀夫
原子力安全係 原対策係長	佐藤 邦春
福祉係長	飯塚 裕之

#### 職務のための出席者

事務局長	角政実
事務局庶務係長	原田徳仁

#### 付議案件

- 1 富岡町仮設養護老人ホーム建設について
- 2 各班の災害業務における執行状況について
- 3 その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（宮本皓一君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

出席議員は14名、欠席議員はなし。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長、健康福祉課長、そして災害対策本部各班長であります。

職務のための出席者は、議会事務局長と庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議をいたします。

休 議 (午前10時00分)

---

再 開 (午前10時01分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

報道関係者の皆さんに申し上げます。出入りの際は前の扉を利用しないように。ここを閉鎖しますので、時計のかかっているところから出入りしてください。お願いします。

ここで、災害本部長である町長よりあいさつを兼ねまして、全員協議会招集の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。皆様には朝早くからお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、富岡町仮設養護老人ホーム建設について並びに各班の災害業務における執行状況についてであります。

富岡町仮設養護老人ホーム建設につきましては、長引く避難生活により、従来より早急なる仮設養護老人ホームの建設及び開設が必要となっていましたが、このたび郡山市より無償で土地の提供を受けましたので、建設するものであります。施

設の概要につきましては、軽量鉄骨づくりの平屋建てとなり、建築面積及び延べ床面積はともに1,800平米で、入所定員数は46名を予定しております。施設の建設に当たっては、入所者の身体機能に配慮された安全で機能的な住環境を確保することができるなどの条件を満たした事業者を建設業者とするものであります。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、各班の災害業務における執行状況についてであります。まず、13日に開かれた全員協議会で、環境省より管理型最終処分場設置を富岡町に打診した経緯について説明を受けましたが、まだまだ説明は不十分であると考えております。管理型最終処分場設置の重要性は認識しておりますが、我が町に設置をする必然性、施設の安全性など疑問に残る点が多くありますので、今後とも議員の皆様とともに協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

賠償問題につきましては、国は町内除染と賠償を並行して行う考えを示しましたが、先日の全員協議会のあいさつで申し上げたとおり、町といたしましては、3区域に公平な賠償の取り扱いを強く要望しており、公平な賠償が行われなければ区域見直しに応ずる考えは持っておりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

なお、各班における具体的な災害業務における執行状況につきましては、担当課より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

お諮りいたします。付議事件に入る前に町長より国の中間指針第二次追補の概要について発言の申し出がありましたので、許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君）　異議なしと認めます。

それでは、国の中間指針第二次追補の概要について町長より説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君）　去る4月17日に、松下復興副大臣初め関係省庁の幹部職員約20名ほどおいでになりまして、2時間半にわたる長時間にわたっての協議をいた

しました。結論的には平行線ということではございますが、その内容につきましては、副町長のほうから説明をさせますので、その後にいろいろと質疑をいたしたいと思います。

〔「資料があれば資料を配ってもらって」と言う  
人あり〕

○議長（宮本皓一君） お願いします。

〔資料配付〕

○議長（宮本皓一君） それでは、副町長、よろしくお願ひします。副町長。

○副町長（田中司郎君） おはようございます。

ただいまお手元のほうに資料お配りさせていただきましたが、主に説明を受けたものは、2ページ目といいますか、番号でいいますと4番、不動産の価値の喪失、または減少についてというようなことが主な説明になりました。そのほかのことについては、詳細な説明ということではなくて、資料を渡された。1つは、やはり我々が一番望んでいます町民に同一の補償をということの観点から、議論は4番に集中したところでございます。今まで報道されております指針の内容を一步も進んでいないという感じがして聞かせていただきました。

1つは、被災時期の3月11日時点での評価、それを再取得する価格という原点は崩しておりません。我々は、そういう形ではなくて、必要な面積、必要な費用、これを新たに取得できるような賠償を求めるという話を主張しましたが、そこは先ほど冒頭に町長からも話あったように並行線でございます。さらには、その基準日と言われるものが被災したときからではなくて、区域を見直したときと、そこから5年というような考え方でありますので、もう既に1年以上経過しております。この区域見直しというものが先に延びれば延びるほど家屋等は傷んでまいります。この辺も今後詳細に煮詰めなければいけないのでないかという感覚を持っております。

国の考え方、機械的であるな、事務的であるという感触が非常に強くて、避難者の思いというものを本当にわかっているのかどうかと、これは本当にいささか疑問でございます。そういう思いをこの会議の場でも随分いろんな職員からも大きな声として発生されました。町長との考えは同じでありますので、この辺これから国と

詰めた話をしたいというふうに考えております。

一つの例として、質問した内容について1つだけちょっとご紹介させていただきますが、仮の話として確認しました。例えば50坪で5,000万円をかけた家屋、これが10年経過をしている家屋があります。その時点でどの程度評価、国としてはするのかというような問い合わせをしたところ、これは概算、約という数字ですけれども、3,000万円だという回答でした。そうすると、50坪のうちはもう建たないということに、結果国の回答はなるということだと思います。必要があって50坪のうちを建てて生活をしていたと。それで、これから何十年間も住めるというものが、今の国の賠償の考え方だと、それがかなわないということになるという回答だったと私は理解しております。この辺は、これから本気になって国に訴え、理解してもらう必要があるのかなという感じを受けたところでございます。

黒板を使って、減少率であるとか、考え方であるとかということも示されました。さらには、居住制限区域、こういうところについても、結果的に5年を経過すれば帰還困難区域と同じくになりますよというような説明でしたが、それが逆に今度4年で終われば、例えば前払いでもらっていれば返すというふうなことも生じるというような話でしたから、内容についてはまだまだという状況でありました。

概略ですが、説明とさせていただきます。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

これについては、議員の皆さん、質問があれば。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）　副町長、今この書いたものによると、居住用の建物は再取得価格を考慮するというふうに言っているのに、今の口頭での説明ではそうではなかったですよね。5,000万円かった建物が10年たつたら約3,000万円とかという。だから、そうすると口頭での説明とこの書いたものと違うのですけれども、どういう理由ですか、それは。

○議長（宮本皓一君）　副町長。

○副町長（田中司郎君）　これは、再取得価格を考慮するというのは、その時点で評価したものと再取得するという考え方。趣旨にもそういったこと書かれています

が、査定をする3月11日時点でそこの評価をする。1つは、固定資産の台帳などを参考にしたいというような話をしておりましたが、これについても大きな問題があると思います。税務課長のほうからもその旨の異論が出ましたが、田舎のうちはなかなか大きなうちが多くて、材料とか何かについても評価という面でそのものをきっちり評価できていないというような場合も数多くあるので、それを評価を盾にとられると非常に実際の価格との価格差、こういうものも起きるというような例も含めて話されました。ここで言っているものは、その時点での評価したもの再取得する価格という意味でございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） そうしますと、通常公共事業なんかでいう代価方式とは違って、あくまでも去年の3月11日現在での評価と同等のものを取得する、再取得する分の補償というか、賠償という意味ですか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） そのとおりです。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） それは非常に厳しいですよね。まして木造なんかの場合は償却を考えた場合にほとんどの建物は非常に厳しい。低い数字であれされないので、再建どころではなくなるので、やはりこの辺はもっと頑張ってもらわないと、これではなかなか生活の再建はできないと思いますので、そこは強く今後とも進めてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この件につきましては、これは民報新聞出ましたね。4月20日の新聞に、皆さんごらんになったと思いますが、実はこの件について、きのう福島復興再生協議会、枝野経産大臣とか、平野復興大臣、さらには細野大臣等々の出席のもとに、私も双葉郡で井戸川町長のほか私も代表で出ていますが、この問題についての新聞等に出たもの、それから賠償についての考え方を問い合わせたところ、コメントがほとんどなかったものですから、これについて非常に私も不満を抱いて、けさほど、先ほど松下復興副大臣のほうにこの件の確認をいたしました。新

聞等については、大分前に進んでいるようだけれども、こういう考え方で今後我々も協議に入っているのかどうか。これは、あくまでも大熊町を対象にした提案だそうであって、我が町が4月18日にこれと同じような提案をしたつもりであります。我が町については、若干この考え方と多少のニュアンスは違うというふうに先ほど私も感じました。したがいまして、今週中、再度担当審議官等々がこちらに来て、また協議をしたいという申し出がございます。さらに、きょう政府当局、あるいは関係省庁がこの問題についてしっかりと議論をするというようなお話を承ったものまず報告させていただきます。

したがいまして、今後この賠償問題が前進しないと、いろんな双葉郡のグランドデザイン、あるいはその他のすべての雇用の問題とか、復興、復旧の問題とか、あるいは中間貯蔵施設、災害の瓦れきの処分場等についても、これは全然前に進まないということになります。これについては、きのうの8カ町村と3大臣との協議、ゆうべ遅くまでありましたが、そのときにもしっかりと私は、この問題が片づかないとすべてのものが議論、検証できない。厳しく追及したところを皆さんのはうにご報告させていただきます。

なお、4月17日については、私なりの考え方を提示しました。あくまでも賠償は富岡町は一律ということは、これは一貫して貫くつもりであります。ただ帰還困難区域が5年間という一つの中であるとすれば、居住制限区域とか、あるいは解除準備区域、これについても当然区域の見直し、線引きは、これはあってしかるべきだし、それによっての助成は進めなければなりません。ただ、今後のライフライン、インフラ等々の復興、復旧、あるいは医療とか、教育とか、その他もろもろを考えると、これは今後完全な生活の体制を確立するのには5年はかかるのではないか私は当然想定されることであります。したがいまして、逆に言えばそれまでしっかりと応急仮設住宅から災害復興住宅をつくっていただいて、そこで5年間皆さんに待っていただくという、そういう考え方いかがなものかという提案をしたところであります。これは今後政府関係等が十分に審議するように、先ほども電話で申し上げたところでございまして、今後これについては、その都度皆さんのはうに報告をしながら協議させていただきたいと思いますので、今までの経過報告、先ほどま

での経過報告としてひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） これについては、まだまだ決定的事項ではありませんし、ただいま町長が申されるように、今後議会にもその都度諮ってやっていくということですので、これで國の中間指針第二次追補の……

[「議長、1点だけ確認させてください」と言う  
人あり]

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 1点だけ確認させてください。4番に関して、不動産の価値の喪失、または減少等についてといって詳しく出ておりますが、確認したいのは今12番さんの回答の中である程度理解はできたのですが、1点確認したいのは、一番大変な状況になっているのが雨漏りなのです。雨漏りの部分もこの4番の中で一括して考えていいのか。といいますのは、当初は雨漏りに関しては電力さん補償、これは絶対やってもらいますよということを町長の口から何回も聞いておりますが、雨漏りは雨漏りで切り離すような状況が出てくると、2年後、3年後、4年後に評価する場合にかなり厳しくなるのかなと思うのです。電力さんは、2回ほど屋根のシートかけ、雨漏り防止のためにかなりのお金はかけているのです。当然その部分を国のはうの建物損失のはうとして考えていただかないと、かなりひどい状況。富岡町で3分の1くらいは雨漏りしている状況だから、ほとんど全損ですよね。国のはうのこの考え方で雨漏りも考慮していくのかどうか、その辺確認させてください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 雨漏りのシートの対応については、かなりその間時間がかかりました。かかったあげくに、また風で飛ばされたり何かして雨漏りしています。現実にそれぞれの雨漏りするような建物は、中、内部はほとんど高線量で生活できません。そういう状況を考えると、全損という考え方で今後しっかりと対応していきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ぜひ町長の今の言葉のようにお願いしたいと。これは、あ

くまでも切り離されてしましますと年数だけで追われてしましますので、雨漏りすれば3年もあれば全損で人は住めなくなってしましますので、ぜひこれは切り離さないで、きっちと国の指針に盛り込んで補償していただきたいということを強く申し上げてください。要望しておきます。

終わります。

○議長（宮本皓一君） これで国の中間指針第二次追補の概要についての件を終了いたします。

それでは、付議事件に入ります。

〔「議長、その前に」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） ここで1件ちょっと私のほうからおわびすることがございます。

それは、おととい、土曜日の朝の新聞皆さんごらんになって、金曜日に復興委員会がございました。その内容資料が新聞に記載されてございます。これは、本当に申しわけない。今盛んに復興計画を策定している最中に、これはまだ策定の途中で、当然私は諮問した立場として一切この内容についてはわかりませんが、新聞にこれが出ていたということは非常に私もびっくりしたわけですが、これについてはこの策定委員会の対応が非常にまずかったということで、この資料がたまたまマスコミに漏れたということは、事務当局の非常に対応に甘さがあったということで、大変各議員様には住民からもいろんなご指摘その他があったというふうに私思います。今後一切このようなことがないように厳しく注意をし、今後しっかりとこの答申を受けてから、さらに議員の皆様方にこの内容については説明をし、またいろいろと質疑をいただきながらすり合わせていきたいというふうに考えておりますので、どうかひとつご了承いただきたいと思います。どうも申しわけありませんでした。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） さっき12番、11番と質問あったのですが、議長ちょっと切り上げるの早いもので、やはりこういうときだから、損害賠償なんかみんな興味あると思うのだよね。意見があるかどうか最終的に確認してからまた次の議題にいっ

てもらいたいのだけれども、ちょっと副町長に質問したいのだけれども、いいですか。

○議長（宮本皓一君） 4番さん、このことは今私が申し上げたとおりまだまだ決定事項ではなく、説明の段階でもすり合わせできていなくて並行線だったという話ですので、この場については一応終了したいと思います。それで、後ほどこういうものについては、また執行部と意見のすり合わせをする会議を持ちますから、そのときにお願いしたいと思います。きょうそのほかの付議事件がありますので、お願ひします。

[「1点だけいいですか、今の町長の答弁」と言  
う人あり]

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 町長、今マスコミに漏れたということで答弁ありましたが、町民は非常に新聞を見ていろんなことを言っているのですよ。話題になっているのですよ。それは、復興委員会の中の真実なのか、マスコミのほうが例えばオーバーに書いているのか。私たちも町民に聞かれると返答に困ってしまいますので、真実が漏れたのか、まるっきりマスコミのほうでいろいろ書きかえているのか、その辺だけ教えてください。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） これは、まず会議を原則的に公開にしたいという考え方がありまして、公開できるものは公開していくという形の考え方のもとにこれまでも進めてきました。しかし、その内容については非公開にしないと委員の中の発言が出にくいというようなこともありましたので、今回は頭撮りだけ、会議の中身は非公開という形で進めました。その会議が終わった後、ぶら下がりという形で会見求められ、そこで話してきましたが、私のほうからの話としては非常に抽象的だつたりしている。また、結果的なことということはほとんど話したことではないというふうに考えております。それは、まだ協議の経過中であるということと、事実前回の会議でもって方針がしっかりと決まるというようなところまでは至っておりません。そういう方向で考えるというようなものは当然出てきましたし、整理するもの

も出てきました。今ここの中にも書かれておりますが、重点プロジェクトというようなものについても数が挙がりましたけれども、議論の中で整理していくべきもの、あわせて一つにしていくべきものとかというふうに意見が多数出されておりますので、そういう整理をして話を進めていきたいという考えですが、報道関係者のほうに資料が行っているものですから、それを確定的なものとして記載されたというふうに考えておりまして、我々の考え方はまだまだ経過の途中だというふうに考えて、決定しているものではございません。

○議長（宮本皓一君） それでは、これにてただいまの協議については終了いたします。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、富岡町仮設養護老人ホーム建設についての件を議題といたします。

健康福祉課長より説明を求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） それでは、仮設養護老人ホーム建設の概要についてご説明申し上げます。

震災以前町にありました東風荘には75名の入所者がございました。震災及び原発被害により避難を余儀なくされ、県内外の各施設に緊急措置として入所をお願いしております。各施設とも待機者が多くいる中で受け入れをしていただき、まことに感謝しているところであります。震災後1年以上経過し、受け入れ先施設の状況や入所者の心のケアというふうなことを考えた場合、早急にこの老人ホーム東風荘の建設が必要というふうになってきました。昨年度より福島県を中心に建設に向けた取り組みをしてございましたが、なかなか敷地の確保というふうなことで見つからず現在までいったところでございますが、ことしの2月ころですか、郡山市さんのほうから土地を貸してもいいというふうなことをいただきましたので、3月定例議会に補正予算で提案させていただいたものです。

建設につきましては、プレハブの仮設ホームというふうなことで、軽量鉄骨平屋建て、1棟1,850平米程度のものとなってございます。施設の場所につきましては、郡山市菜根2丁目というところの番地でございます。施設の規模でございますが、

75名の入所者というふうなことで、避難中及び避難先で亡くなったり、また避難先での受け入れにより住所を移転したことに伴い、19名の方が東風荘を離れてございます。現在は、54名が県内の各施設にお願いしている状況でございますが、中には介護が進み、特養、特別養護老人ホームに入所したほうがいいという方も出てきておりまして、現在お願いしている特別養護老人ホームというふうなところに引き続きお願いしたほうが本人の安定した生活も送れるということを考えまして、現在三十五、六名程度の入所、それと今後見込まれるという方を見込みまして46名としてございます。

今回業者選定につきましては、今までの内容のご説明した中で早急に必要だということと、仮設の老人福祉というふうなことと、医療機関が多い郡山市に建設するというふうなことから、指名競争入札ということではなくて、プロポーザル方式を採用いたしております。プロポーザル方式というのは、公募や指名により複数の業者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画提案能力のある者を選ぶという方式で、価格の安さだけで選定したのではないということで、この方式を採用させていただいております。

それでは、配付いたしました資料をごらんいただきたいと思います。ちょっとページを振っていないのですが、申しわけございませんが、何枚目というふうなことでご説明申し上げたいと思います。1枚目から2枚目、3枚目というふうなことでつきましては、今回プロポーザルによって見積もりをお願いしたというふうな仕様書となってございます。1枚目が見積もりの仕様書、2枚目が建物仕様、3枚目に設備工事仕様というふうな概要で上げてございます。

なお、1枚目の見積もり仕様の1の3、建築期間でございますが……

○議長（宮本皓一君） 課長、長時間にわたりますから、座って説明してください。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） ありがとうございます。

見積もり仕様の1の3、建築期間でございますが、これは当初予定で入れてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4枚目ごらんください。4枚目につきましては、施工業者の決定に伴う見積もりの評価内容を記載してございます。上段のほうにありますとおり4社に見積もりを

依頼してございます。そのうち2社が辞退ということで、郡リースさん、大和リースさんの2社で一応点数をつけてございます。

次のページ、5枚目になりますが、こちらにつきましては、その2社による個別判定を項目別に点数であわらしたものでございます。右下のほうにありますが、郡リースさんの場合には80.12、大和リースさんの場合には91.30というふうな評点となつてございます。

それから、A3判の図面でございますが、こちらにつきましては、郡山市の位置図、場所の建設予定地の位置図となってございます。それと、その裏面につきましては、郡山市さんほうの土地でございますが、地積測量図をつけさせていただいてございます。

次のA3判の2枚目に当たりますが、こちらについては配置計画図、4,200平米程度の土地がございますが、その中の配置計画図を付図してございます。

その次になりますが、こちらにつきましては、平面計画図というふうなことでこのような内容、46床のところで計画されております。その他もろもろ食堂とかございますが、一応基本は46床の施設というふうなことでございます。

最後のページになりますが、こちらについては外観のイメージ図というふうなことでつけさせていただいております。その後ろについても同じでございますが、外観はこういうものだというふうなことで図面を図示させていただいております。

内容は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本皓一君） それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これは、2つほど聞きたいのですけれども、レンタルなのか、もしレンタルだとしても何年を見込んでいるのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） こちらは、レンタルではなくて買い取りというふうなことで計画してございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 二、三点お聞きします。

委員会でもちょっと確認したのですが、当初富岡では75名の定数があったということで、今回46名。その中身が亡くなった方とか、あとは別な施設に入った方を考慮すると十分46名で間に合うというような話があったかと思うのですが、こういう状況の中で年配の方々がかなりこういう施設に擁するような人がふえているのかなと思うのです。それを考えた場合に、一人でも余計に入れる施設が必要だろうと思うのです。特に養護老人ホームあった場所については、かなり帰宅困難区域の地区になるのかなと私考えた場合には、やはり敷地的に問題がなければもう少し大きいほうがいいのかなと思うのですが、その辺の回答をお願いします。

あと1ページの3の7ですか、⑦、解体復旧時間問題がその後で放射能汚染物質の処理については、監督員と協議の上、決定するということが入っているのですが、何か解体しなくてはならないものがあるのかなと私理解しているのですが、その解体物が放射能汚染物質であるような中身が生じているのかな。その辺もお教えください。

あともう一点は、入札に参加した業者の2社が辞退というふうな内容になつてゐるのですが、この辺の辞退の中身を教えていただければ。お願いします。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 1点目のはうについては私のほうで、2点目を林のほうからご説明申し上げます。

実は46名というふうなことで計画いたしましたのは、先ほども申しましたとおり、現在入所者75名のうち54名というふうなことであります。その中でも先ほど申しした特養、介護が大分進んでしまいというふうなことで、老人ホームよりは特別養護老人ホームのほうが本人の生活の安定が図れるというふうなことから、そちらのほうの特養のほうにお願いしたいというふうなことで、一応三十五、六名というふうなことを見込みました。それで、46名では足りないのではないかというふうなことも質問にありましたとおり、できれば大きいほうが、今後考えられる人数というの大いほうがいいのかなというところはあります、今回運営していただく伸生双

葉会さんのほうに、過去にも富岡の場合も伸生双葉会さんに管理運営というふうなことでお願いしていたわけなのですが、現在のところスタッフの問題とか、いろんな問題がございまして、一応46名というふうな人数にさせていただきました。今議員のほうから質問ありました今後ますますふえるのではないかというふうなことから、介護についての特別養護老人ホーム、そちらのほうの件数については大分ふえているというふうな状況から、県内外の特養の施設のほうで対応させていただければというふうなことで今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　林係長。

○下水道係長（林　紀夫君）　2点目のご質問にお答えしたいと思います。

1ページ目、3の⑦に関するご質問でございますが、議員の皆様に誤解を招くような表現になっていることについてはちょっと反省したいと思いますが、後段の放射性物質の処理については云々ということでございまして、役場庁舎建設の際に、実は役場庁舎草地だったものですから、草の処分が必要でございました。その際に場外に搬出できないという事情もありまして、実は表土については駐車場に適正な方法で埋まっている状況でございます。今回の借地については、そのようなことはないというふうに思っておりますが、万が一そういうものの処分をしなければならないときにはというような感覚でつけさせていただいたのが1つです。

それから、前段の管理者立ち会いのもとということにつきましては、土地が郡山市さんから借地を受けているものでございますので、土地を管理されている方、借地ですから、期間は明確ではございませんが、建物の必要がなくなった際には更地としてやっぱり原状に返さなければならない。原状に返す際には、建設前に管理者と一度立ち会って、こういうことですねとお互い確認する必要がありますよというような感覚で書かせていただいたというところでございます。

それから、3点目の辞退者については、担当飯塚からお話しします。

○議長（宮本皓一君）　飯塚係長。

○福祉係長（飯塚裕之君）　3点目の辞退されました2社につきましてですが、1社につきましては、時間的に提出することが不可能ですというような理由はちょう

だいしたところでございますが、もう一社様につきましては、特段このためというような辞退の仕方ではなく、今回は辞退させていただきますということでございました。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 2番、3番に関してはわかりました。

1番なのですが、定員の問題なのですが、特養に入る人がふえているということは、当然新しく養護老人ホームに入りたいという人もふえてくるのかなと思うのです。そういう部分でやっぱり4年、5年長きにわたって考えた場合には、当然町の施設に入りたいという人が町内では大半だと思うのです。入れなくてよその施設に入っているのが大半ですので、その辺、先ほど言ったのですが、その答えなかつたのですが、敷地面積的にまだ大きくできるのであれば、今現在伸生双葉会が46名しか対応できませんよということで46名の施設つくるという答弁もありましたが、大きくつくっておいてだんだんに対応ができるようになればこれにこしたことないと思いますので、その敷地面積の件と、その辺の考え方いろいろあろうかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） ごらんいただきてわかるかと思うのですがA3判の配置図の中では目いっぱいの敷地のとり方というふうなことで一応このような形になってございます。議員おっしゃるとおり今後見込まれるというところは私たちも懸念しているところなのですが、現在のところでは46というふうな中で、全然スペースがないわけではないので、その辺で対応させていただければというふうなことで一応46というふうにさせていただいております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） ちょっと細かいことなのですけれども、設備工事仕様書となっているので、確認したいのですが、まずガスですけれども、給排水の本管を引き込むわけですから、せっかく都市ガスの供給エリアであるわけですから、都市ガ

ス私は使ったほうがランニングコストが約半分、LPGと比べて。それを考えたほうが多いのではないかなと思うのです。その辺計算しているのかどうか、ランニングコストのところを。

それから、そのほか細かいことなのですが、コンセント必要な箇所に必要な数配置すること、この程度の表現であと大丈夫なのですか。そのほかのことも必要な設備を設置することという大ざっぱな表現ですけれども、大丈夫なのですね。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○下水道係長（林 紀夫君） 1点目のガス設備についてお答えしたいと思います。

仕様書上はLPGガスにて見積もってくださいというような仕様で今回見積もっていただいているのですが、ここにも書いてあるように都市ガスの供給エリアでございまして、担当とは業者さん決まった後に引き込みのこともあるので、引き込みの費用についてもございますので、費用の比較をしながら、実はLPGガスと都市ガスの優位性を決定して、その後変更しましうねということで、まずは見積もりをとる際の設備仕様については、ちょっと時間的なものもあったものですから、LPGガスということで表示させていただいたところでございます。ご指摘のように費用効果等々を比較して決定していきたいというふうに思います。

それから、コンセント、電気設備についてでございますが、通常のように細かい設計をして、その設計に基づいて競争入札というようなやり方をした場合には、当然これでは役には立たない表現でございますが、今回提案型ということで、プロポーザルということでさせていただいているものですから、必要な箇所に必要な個数という表現をして、実は業者さんの対応も見てみたいという意図もございました。現実的には業者さん決まって、施工業者さんの施工図が出てきて、ここのコンセントが何口あってというような打ち合わせの中で、配置についてはそれぞれ変更されていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） プロポーザルですから、それはそれで悪いとは言いませんけれども、ただ金額が示されていて、えっ、そんなに動かせるのかなという感じが

するのですよね。それと、逆に読めてしまうのですけれども、あえてLPGでということをうたってやらなくてはいけない。そうすると、仮設住宅のときと同じでというか、ちょっと関係するのですけれども、エアコンの容量もこの郡山の地での暖房能力というものを考えたときに、その辺まで細かく決めないと、仮設みたいに後で暖房能力が足りなくて何とも役目しないとか、そういうことが起きますので、そこをしっかりと進めてほしいのですけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○下水道係長（林 紀夫君） ご指摘のようなとおりにならないように、建設の際建築工事でございますので、実際施工に入る前には施工図の提出があり、それに基づいて我々検討して、工事を担当する者だけの施工図チェックではなくて、これ福祉施設でございますので、福祉担当、それから実際に施設を運営される方々のご意見等々も聞きながら決定していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 先ほど46名の定員の理由として職員の確保ができないという理由があるということをお伺いしたのですけれども、これだけで46名になるというのはちょっと私も納得できない面がありまして、実際伸生双葉会に声掛けをされたと思うのですけれども、例えば他の法人に声掛けをしているのかどうかということをお伺いしたいです。やはり伸生双葉会は富岡町内に立地していたということもありますので、職員がばらばらになって、既に別なところで仕事をしている方もいるということで確保が難しいということもあると思うのですけれども、やはりほか例えばいわき市とか、郡山市の社会福祉法人等に声をかければ、今特養とか、老健が6分の1の負担ができるという話も聞いていますので、広くしてもらえるのではないかと私は考えております。

それから、富岡町民で東風荘以外で近隣の施設に入所していた方もいると思うのです。そういう方は、ばらばらになって県内、県外の施設に入っている方、また期間が限定されている老健というところにも入っている方なんかは、実際のところ期

間が1年間限定ということで追い出された方というのも聞いております。そのために、例えば息子さんが介護をして、また仕事ができないなんていうことも聞いております。やはりその辺も含めまして、町としてまず他の市町村の施設にも入れるような協力というか、あっせんもするべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） まず、最初の46名でございますが、先ほど積算した中身で46名というお話をさせていただきました。現在のところ46名というのは、正直言うと54名ですか、現在ほかの施設というふうなところでお願いしているというふうなところもございます。老人ホームということを考えれば自立した形で生活できるというのが基本でございまして、特別養護老人ホームというふうな介護が必要なところとまた違ってございます。先ほどありましたとおり入所者については、前の館山荘の職員の顔というふうなこともあります、その顔を見ると安心するのだというふうなところもあります、今回前にいた職員を一応集めると。老人に一番近いところの職員を集めるというふうなことで今計画しているというような状況です。介護施設については、今町は何もしていないのではないかというふうなお話もございましたが、町については、任期で切れたというふうなところでご相談いただいた部分については、他の施設のほうにあっせんといいますか、他の施設のほうに移っていただくような手続もしているところでございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 質問の中で他の機関にも協力依頼をしているのかどうかというところなのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） ほかの市町村のほうにも依頼はかけています。その地域で介護がいわき地区なり郡山地区というふうな要望があれば、そちらのほうの施設を当たって今紹介しているというふうなところが状況です。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 紹介ではなくて、実際に特養とか、老健を別の市町村に依頼して建ててもらうような、そういうことです。そういうところはお話しされているのですか。実際に、私もそんな詳しくはわからないですけれども、特養とかに関して、基本的に建物は法人で建てられるのですよね。こういう町立の場合は町がそのまま全額負担という形ですよね。そうすると、町の負担も減るのではないかと思うのですよね。その件に関してなのですが。

○議長（宮本皓一君） 飯塚係長。

○福祉係長（飯塚裕之君） まず、ご質問のことについてでございますが、今回東風荘仮設するに当たりまして、その運営の主体を双葉会だけにしか依頼していないのかということへのご回答でよろしかったでしょうか。

○議長（宮本皓一君） はい。

○2番（早川恒久君） ごめんなさい。ちょっと説明の仕方が悪かったのですけれども、とりあえず東風荘に関しては伸生双葉会ということでそれはいいのですけれども、それ以外に今後特養を例えば建築する場合に、伸生双葉会が職員が不足しているということでできない可能性もあるようなお話を今されていたので、その場合に伸生双葉会だけではなくて、ほかの法人もそういう参加できるような形をとれないのかというお話なのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 申しわけございませんでした。

一応伸生双葉会さんは東風荘ということで今お願いしていると。そのほかに町にありました特養については、伸生双葉会さんが館山荘というところを運営してございました。そちらについては、今現在大玉、三春のサポートセンターのほうのデイサービス関係も含めて介護事業を含めて運営をお願いしているところがございます。例えばいわき地区というふうなことになれば、例でございますが、ほかのところに行くというふうなことであれば、当然伸生双葉会さんにはちょっと人数的なものもございまして、運営上難しいところも出てくるのかなというふうなことから、もちろん手を挙げていただくということはありますが、地元のそういう事業所さんにお願いするというケースも出てくるかと思います。今回、後で災害のほうでご説

明申し上げますが、いわき地区のサポートセンターについては、当然伸生双葉会というふうなところではできないというふうなことから、いわきの事業所を一応お願ひする予定というふうなことで進めております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 済みません、今いわきのお話出たのですけれども、いわきのサポートセンターというのは、基本的にデイサービスとか、サロンとか、そういうお話ですよね。入所の施設までではないですよね。そこまでやられるのであればぜひ入所の施設も検討いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 要望が多くなれば当然町としても対応はしなくてはならないというふうなことがございます。今いわき地区については、広野、檜葉さんを含めていろんな施設の建設というふうなことも計画されているようございます。そちらとの広域的な連携もとりながら、町のほうも検討していかなければというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 課長にお願いしておきたいのですけれども、今大玉村の話出てきましたけれども、大玉村の敷地の上のほうに館山荘がありまして、下のほうに震災前にタチバナ病院の跡地にあったグループホームですか、あそこで私行って奥まで見てきたのですけれども、結構部屋あいています。何でこんな部屋あかせているのだと、こう言ったらば、役所の指導で18名だけしか受け入れられないと。だけれども、対応する看護師とか、介護士は大勢いるのだけれども、役所の指導で18名までは可能だということで今18名しか入っていないのですけれども、まだ余裕はあるのですよということなものですから、私これ課長、課長でなくとも課の職員でもいいですから、そこに行ってみてよくじっくり話を聞いて、どこがだめなのか、どういうふうに変更すればいいのか、そういう協議を早急にしていただいて、可能であれば今の18名にこだわらずに26名でも30名でも入れられると、こう思うのです

けれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 大玉村につくってありますグループホームですが、こちらについては、2ユニット、18名というのが認可のところでございまして、それ以上そこに入れるということはちょっと不可能でございます。株式会社ユアライフさんのほうで経営されているところなのですが、大玉村のところについては2ユニット、18名というところの認可というふうなことで、それ以上入れることはできないというふうになっております。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 確かに4年前に法律改正になって、ユニット方式というのをよく理解できるのです。だけれども、部屋そのものが奥へ行けば行くほど部屋あいてているのです。ああいうものをユニット方式に改造でも何でもできると思うのです。その辺のことまで踏み込んで指導してあげたらいかがですか。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） それについては、また株式会社ユアライフさんのほうと十分協議していきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 今の話ですけれども、それ早急にしていただければ、今度の老人ホームの46世帯どうのこうのと言っているよりも、そういうところに可能性があるのですから、向こうのほうと十二分に話をして、ここはこうすればいいとか、ああすればいいというような指導を行政がやって、それを可能にしてやれば、何もふえるのはいいことですから、それをひとつ早急にきちっと向こうの方と協議をされて指導するべきことは指導して、ひとつ一人でも多くああいうところに入れるようにお願いをしたいと思って、これはお願いですので、議長、終わります。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 東風荘の業者別の評価判定総合表のところのちょっと質問したいのですけれども、（2）の建設プランに対する評価というところで、①の2行目、郡リース株式会社では法令の遵守を満たしておりませんということが書いて

あったのですが、こういう特殊建築物の場合には法令を満たさないなんていうのは論外なわけです。ちょっとお聞きしたいのが、この4社を選定したときに、きちんとこの4社がこういう特殊な養護老人ホームの法律とか、床面積と廊下幅員もちょっと話にならない状態なのですけれども、そういうのがきちんとできる状態のところであるということを、通常の入札であれば設計を先に頼んで施工という形になるのでしょうかけれども、そのときに通常であれば設計事務所は当然こういう老人ホームとかの実績、この規模のものの実績のあるところに頼むのが通常だと思うのですけれども、幾らプロポーザルといつてもリース会社さんでこういう設計ができないで、現実にこうやって施工計画の評点が論外のものが出てきてしまうというような状態で選んだときに、きちんとその辺を確認して選んだのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいのです。

○議長（宮本皓一君）　林係長。

○下水道係長（林　紀夫君）　ご指摘のことございますが、まず業者選定のお話、業者4社に見積もり依頼をしましたが、その4社については県内に事務所を置く仮設メーカーさんということで出させていただいております。県内に事務所を置く4社というのが見積もり依頼をかけた4社でございますが、なぜ県内に事務所を置くというところに重きを置いたかということは、仮設構造物でございますので、定期的なメンテナンス等々必要になってまいります。そういうことで、県内に事務所がないとなかなかその対応も難しいのだろうということで、4社を指名したところでございます。それで、その4社につきましては、さまざま県内の仮設住宅、今回震災等々でさまざま仮設住宅が建っておりますが、仮設住宅を建てる会社の中にも入っておりまし、それから各自治体で仮設構造物を建てる際にも、この4社それぞれ入ってございますので、その辺については間違いないところだろうということで指名をしたところでございます。

それから、居室の法令遵守ということについても、多分資料にはついていないのかもしれないですけれども、法令を遵守しますよというふうなことで明示はしてある仕様書になってございまして、それから居室別の面積についても明示して見積もりを依頼したところでございます。見積もりを依頼した後に実は質問事項がいっぱ

い来ておりまして、その中でもそのことについては触れさせていただいて、面積を満たす、それから手すり幅については1.8以上確保してくださいねというような回答を皆様に差し上げているところでございます。このような状況で満たされないとということは、今回プロポーザルで業者さんを決めようとして、言い方ちょっとおかしいかもしませんが、余り一生懸命でない業者さんを見つけることができたのかなというふうには思っているところでございます。ただ、意識的にそうしたのかどうかというのでは定かではありませんが、そのようなことでございます。指定4社については、考え方としては先ほど述べたようなことで4社を指定しております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 選定の方法に関しては、緊急でやっているので、プロポーザル方式でこういうプレハブメーカーを選んだということに関しては了承しました。ただ、幾らプレハブといえども、この条件として設置の延長、2年の延長ではない形でやるということで、いろんな形で出てきていることがあるとするならば、今後ともこういう緊急性のある建物というのは、今その前の質問でも特別養護老人ホームの話とか、そういうのも出ていましたけれども、決して富岡町の批判をするわけではないですが、県がプロポーザルをやるときには、県には建築の専門技師さんがいて、その中でプロポーザルをするという形をとっているのですけれども、富岡の場合は建築の専門技師さんが非常に少ないという状態というか、建築専門技師という部署はないわけですよね、町としては。それは、どこの市町村でも同じなのですけれども、そういう中でプロポーザルをやるというのは非常に難しい場合がこれからも多々出てくると思いますので、ぜひプロポーザルをするときでもそういう設計にかかわるところでトラブルが起きないような形で、きちんとプロポーザルの条件にしてやるという形をとっていっていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○下水道係長（林 紀夫君） 議員ご指摘のようなことで今後とも進めていきたい

と思います。今回の反省点1つ挙げるとすれば、ご指摘いただいた法令を満たさない居室等々という話があったときに、それは見積もり失格ですよとか、無効ですよというような仕様書の明示がなかったということは反省点だと思っておりますので、そのことも含めて今後進めて、同じような物件があれば、やり方があれば進めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 5問ほど。

建物設備工事関係で結露対策関係、ペアガラスで十分間に合うのかどうなのか、まず1点。

2点目に、夏場、冬場の設定温度を設けているのか。

あと3番目に、特にトイレ、浴室の床暖関係、あと室内の設定温度を設けているのか。

4番目に、建設資金の内訳、補助関係があるのかないのか、町単独持ち出しが何ぼあるのかの比率を教えて。

あと最後に、個別判定の中で評価点、5人でやっているみたいなのですが、どんな人たちが評価点をつけているのか教えてください。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○下水道係長（林 紀夫君） 済みません、質問に質問で申しわけございませんが、設定温度というのは建物をつくる際に夏場、冬場の温度についてはこの程度で考えましょうねという設定温度でよろしいでしょうか。そのことについては、指定せずに見積もりをいただいている状況でございます。今回提案があり、決定した業者さんについては、二重サッシになっているようなことで、結露対策についてはそれで十分だろうということを思っております。

それから、機密性、それから保温性については、お示しした資料ではなかなかわかりにくいとは思うのですが、提案の中でさまざま対策がとられて、すぐれているほうが決定した業者さんというふうに考えてございますので、そのことでご理解いただければと思います。

それから、施設運営の中で夏場の設定温度どうしましょうか、それから冬場の設定温度をどうしましょうかということが決まってくるのだと思いますが、その設定をした際に例えばそれ以上上がらないとか、それ以上下がらないというような建物の提案ではないということだけを申し添えていきたいと思います。

あと中抜けで申しわけございません。最後のご質問で評価委員のお話があったのですが、評価委員については、建設担当者、それから施設を管理する担当者、それから庁舎管理等々これまで建築物を管理、担当してきた者ということで5人選んで評価したような状況でございます。

○議長（宮本皓一君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 補助の件だったのですが、6分の5が補助となって、6分の1が町負担というふうになります。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 施設が高齢者施設なもので、デイサービスなんかも新しいところを見てきたのですよね。三春の小学校のハイテクデイサービスのところなんか。結構冬場なんかトイレに行って心筋梗塞寒くて起こしたとか、ふろに向かって脱いだらば寒くて心筋梗塞とか、脳梗塞とか、そういうのも結構あると思うのですよね、表面に出てこないだけで。それがあるから、余計高齢者施設で46人も扱うようになるのでしょうかから、せめてここまでしてやるのであれば、細かいところまで行き届いたようなやつは、仕様書の中で見てもどこに出てくるのかな。確かにペアガラスとか、床木質使ってクッションフロアの1.8ミリ使ってとか、工夫しているのはわかるのだけれども、それは自らの年代はそれで十二分だと思うのだけれども、どうしても高齢者だから、冬場、夏場の設定温度をきっちり、この温度だったらばそういう死に至らしめるような病気の発端を出さないようなふうに工夫してもらつたほうが余計いいのかなという質問だったのです。ただ、施設関係のやつは十二分、冬場郡山地区はいわきと違って寒いですから、そこら辺を配慮したような手当てを十二分して事業に取りかかってもらいたいと思って質問しました。どうでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○下水道係長（林 紀夫君） ご指摘ありがとうございます。そのような形で進めさせていただきたいと思いますが、これはそうするように決まったということではなくて、そうしなければならないと今思っているところでございますけれども、議員おっしゃるように細かい対応するのには、現場担当する建設担当者だけが業者さんと打ち合わせをしてもなかなか難しいところがございますので、現場担当、それから施設を管理していく担当者、それから施設を運営するであろう担当者の方々に施設内容を精査、検討できるような体制をつくって、現場に臨んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから、さまざまこれからご指導いただくと思いますので、お気づきの点がございましたらご指導いただければというふうに思いますので、あわせてお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 今の答弁で十二分ですので、とにかく妥協しないで、入居者がこんな立派なものつくってもらってと、入させてもらってと言われるような施設を目標にしてつくってください。お願ひしておきます。

○議長（宮本皓一君） そのほかありますか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 老人ホーム東風荘46人ということなのですけれども、借り上げ住宅なんかにいて予備軍というか、かなり避難生活に疲れているお年寄りもかなりいるので、郡山も重点的にこういうの結構なことなのですけれども、いわきのほうもかなり5,000人くらいですか、富岡住民もいるので、できればこういう施設を予備軍のためにも、いわき方面のほうにもつくってもらいたいと。仮設も大変なのでしょうけれども、借り上げも結構大変で、老人参っている人も結構いますので、その辺も考慮してもらいたい。

あともう一点は、今の建築費のことなのですけれども、6分の5が補助、6分の1が持ち出しということなのですけれども、これは富岡にあった施設をこちらに借りてつくるということな物ですから、当然東京電力のほうに損害賠償を請求してもらいたいのですけれども、その辺ちょっと町長のほうから考え方聞かせてください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 1点目については、当然いわき地区についてもかなりの介護の要請されるような方がたくさん出てきていることは十分承知しております。そういう意味で、先ほどのお話もありましたが、いわき地区については、他町村とも連携しながら広域的に対応するような、そういう要請、要望をしているところでございます。これからもしっかりとこれについては、用地取得も含めて、仮の町とか、そういう話出ていますけれども、これは福祉介護施設等々についても重要な課題でありますので、今のご指摘のようにしっかりと対応していきたいと思います。

次に、2番目については、当然町の負担については東電の賠償の対象というふうに受けとめておりますので、これについても事務の手続はしていかなければならぬと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

8番、高野泰君。

○8番（高野 泰君） この設計を見ると、南向きになぜつくりなかつたのか、その辺ちょっと教えてください。土地の関係かな、これは、こういう形になってしまふのかな。その辺ちょっと。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○下水道係長（林 紀夫君） 進入路のほうが北、玄関が北になっているというご指摘だと思いますが、居室を全部南向きに設定することは敷地上ちょっと難しゅうございます。採光等々それぞれ考えるところいう配置になるのだろうというふうに思います。ちょっとここにはついていない提案でございますが、もう一つ見積もり提案があった業者さんについても方向的にはこんなような方向になってございまして、基本的にはこういう全体的に光を入れたいとなるところいう配置になるのかなというふうに思います。ただし、先ほど来から申し上げていますように、施設管理する方、それから運営する方々のご意見も入れながらということで、大幅に配置を変えることは難しいと思いますが、採光等々についても配慮しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 8番、高野泰君。

○8番（高野 泰君） 検討しているということですが、メンテナンス部分でやはり光熱費とか結構かかるので、そういうことも考慮して進めてもらいたいなど。要望で終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） このプランの雇用計画の面ちょっと見ると、配分が5%ということで、平均得点が4という、もう片方が3.8ということなのですが、どのぐらいの雇用を見られているのか。ハウスメーカーだから、単純に地元雇用なんていうことは考えられないのですが、できればこれだけの金額を擁していますから、この辺の雇用をどういうふうな、全然考えられていないのか、この数字はどの程度のものなのか、ちょっとその辺わかる範囲で結構ですから。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○下水道係長（林 紀夫君） もしかするとご質問のとおり満足できるようなお答えにはならないかもしれませんのですが、見積もり提案の際に、当然我々避難者の中から、被災者の中からの雇用もお願いしたいという意図を持って雇用計画というものを出していただいたのでございますが、具体的に例えばこういうやり方でそういう方々を雇用しますよというような提案はどちらからもございませんでした。積極的に雇用をしていきたいというような考え方を持つものの、建設工事でございますので、雇用保険の話とか等々いろんなものがあるというような、そういう問題をクリアしながら積極的に雇用をしていきたいというような回答だけでございました。計画はそういうものでございました。実際のところについては、今後請負の方々と詰めていかざるを得ないというような状況だと思っております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 非常にこれは難しい問題ではないかなと思うのですが、できればやはり金額的にこれだけの金額を擁している3億数千万円の工事になるということで、やはり人件費等もこれから見ると相当な割合になるのではないかと思

うのですが、その辺を考慮して業者ともその辺打ち合わせて、できる限り何らかの方法でも少しでもいいから、地元雇用になれば被災者の方が多いかなと思うのですが、そうでないと全然ただ工期的に短いから、このハウスメーカーを選んだということだけではちょっと納得がいかないのではないかと思うのですが、その辺どういう考え方持っているのか、もう一度お伺いします。

○議長（宮本皓一君）　これは、町長、お願ひします。町長。

○町長（遠藤勝也君）　この件については、当然役場庁舎についてもそのようなご要望もいただいて、お話をしていますが、今回もできるだけ地元の雇用創出につながるように、決まった業者に対してはお願ひするつもりではございます。ただ、プレハブについてはやはり組み立て方式ですから、なかなかそういう人材というものが適合するかどうか、それはちょっと難しい面もあるうと思いますが、でも、あるところについては当然そういう機会を与えていただくようにお願ひするつもりでございます。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　先ほど10番さんの設定温度とか、その中身について二重サッシと私聞いたつもりなのですけれども、大和さんのはう、ペアガラスになっているのかなと思うのですが、この辺どうなのでしょう。ペアガラスだと、仮設でも大変水滴の問題とか、いろんな問題で入っている人たち騒いでおりますので、二重サッシなら中身問題ないのかなと思ったのですが、どうなのでしょう。

○議長（宮本皓一君）　林係長。

○下水道係長（林 紀夫君）　済みません、議員ご指摘のとおり私の勘違いでございます。ペアガラスのとおりです。ですので、先ほどからの繰り返しになりますが、温度設定の話であるとか、温度管理の話についても、建設の段階から施設管理者、運営者と、それから事業者とお話ししながら決めてまいりたいというふうに考えております。済みません、間違いでございました。

○議長（宮本皓一君）　11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　ペアガラスで決定したということになりますと、我々以上に執行部側では仮設からいろんな苦情が来て、こりごりの目に遭っているかと思う

のです。三春あたりも随分二重サッシにしたり、郡山のビッグパレットの脇に関しては二重サッシにはしていないようですけれども、かなり水滴がひどいということを問題になっていますので、ぜひこの辺を改革していかないと、先ほど10番さんから質問あったように、設定温度も思ったような効果が上がらないとか、暖冷房に関してどちらも同じです。そういう部分で今後改良していくのかどうかということ。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○下水道係長（林 紀夫君） ご指摘のお話のあったようなことも仮設住宅でさまざま発生していることも承知しておりますので、繰り返しになって大変恐縮でございますが、私ども建設を担当する者、それから施設を管理する者、運営する者ということで、それぞれさまざまいろんな角度からチェックしていただいて、現場がうまくいくように、建てたものがうまくいくようにというふうに考えて現場を進めていきたいと思います。10番議員さんにもお話ししたのですが、なかなか我々も施工件数少ない中での対応になりますて、皆様からのいろんなご指摘やらご提案やらというものがあると非常にうれしうございますので、その辺もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ありがとうございます。そのようにお願いしたいです。実際皆さん質問している中ですっと見させていただくと、今の大和リースさんの問題、ここを見ますとかなり細かく書いてあるのです。隣はほとんど大ざっぱにしか書いていませんて、これはひどいなという感じで見れるのですが、文章そのものは。だけれども、中身はまた違うのかなと思うのです。そういう部分で3億円前後の金額の中で実際3,500万円違うのです。3,500万円違うということは、ちょっと私も考えられないような数字なのですが、幾らプロポーザルといつても、当然よくて当たり前という感じになってしまいますが、こういうことでペアガラスが二重サッシになってしまったり、いろんな部分で支障出てきた場合にはすごい金額の違いが出ててしまうと思うのですが、その辺はどのようにしてクリアしていくのかな。クリアというより、一応今の3,500万円の中身で抑えていくためには……

[「325」と言う人あり]

○11番（渡辺三男君） 3億2,500万円ですよね。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○下水道係長（林 紀夫君） 基本的にご提案、それから契約する金額については現地精査していく中でさまざまその条件等々の変更、それから条件の違いというものによってもしかすると金額の変更等々も発生するやに思われますが、基本的には契約した3億2,500万円というものを守りながら現地を進めていきたいと。その中で対応できるものを選択していくというようなやり方になると思います。金額満足せずにどうしてもということが発生すれば、その辺については各署各署とご相談しながら、もしかすると金額の増額、もしくは条件変更で、減額というのはなかなか発生しにくいとは思いますが、金額の動くこともあるかと思います。ただ、基本的には契約しようとする金額を基本に現場を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） 今設備のこととかいろいろ聞いてくると、ちょっと疑問なところあるのですけれども、4ページかな、建設プランに対する評価という中で、停電時の非常用発電として蓄電池1台もろもろ書いてありますけれども、スプリンクラー用非常用発電機を見ている。そして、後者に関しては不備の場合消防署からの指摘もあり得るということ。非常用発電機スプリンクラーというのは、非常用発電機そのものが高額なものであるのですよね。それがまた、この件に関しては指摘もあり得るというふうに書いてあるのですけれども、これはどういったことなのでしょうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 飯塚係長。

○福祉係長（飯塚裕之君） 消防署からの指摘もあり得る、その言葉そのものにつきましては、まだ消防署のほうともこの規模の問題ですとか、そういったところで細かな詰めはしていない状況でございます。そういった状況の中で当然スプリンクラーの設置自体は義務でございますので、義務の部分と、あとは停電時の非常用発

電という2つ想定はしておるのでですが、最終的に消防署に相談した場合に、これらの非常用発電設備がなかった場合だめですよとなるかもしれませんので、あらかじめご提案の中に含まれていたほうをよしとする旨で表記したつもりでございました。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） これ案件が案件ですので、6月の定例議会まで待っていらっしゃると思うのだけれども、4月23から9月末となっているのだけれども、これどの場面で、臨時議会か何かでやる予定あるのかどうか確認しておきたいのですが。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ただいま10番議員さんからありました件につきましては、きょうの全員協議会の結果も踏まえ、連休明けに一応臨時議会を予定したいということでこちらのほうで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） あとありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、付議事件1、富岡町仮設養護老人ホーム建設についての件を終了いたします。

次に、付議事件2、各班における災害対策業務の執行状況についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しております説明資料により説明を求めますが、災害対策業務は班体制で業務を執行していることから、各班長より簡潔に説明を求め、質疑についてはすべての班長より説明をいただいた後に受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

まず、最初に総務班長より説明を求めます。

総務班長。

○総務班長（滝沢一美君） 総務課総務班長でございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。1ページ、富岡町災害対策本部組織体制ということで、総務課のほうで、今回総務班のほうである程度調整をさせていただいて、議員の割り振り等をさせていただいているところでございます。総務課総務班は現在11名で執行しております、それからあとにありますが、いわき出張所におきましては12名、三春出張所におきましては7名、大玉出張所につきましては4名の職員で、各出張所につきましては、普通一般行政事務のほか災害対策業務ということでやっておりまして、いろいろと対応をさせていただいているところでございます。そのほか以下につきましては、各班長のほうで説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

総務課、総務班のほうからは以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 次に、情報収集・広報班長より説明を求めます。

情報収集・広報班長。

○情報収集・広報班長（横須賀幸一君） それでは、私のほうからご報告いたします。

2ページをごらんいただきたいと思います。情報収集・広報班、広報チームということで、災害情報紙の発行をしております。3月23日の発行から従来の広報とみおかの様式に変更してございます。なお、4月6日まで発行してございますが、今後4月20日、5月7日、5月18という形で今年度からは第1と第3金曜日に広報、それからお知らせ版ということで発行を考えてございます。

続きまして、要望書の受理状況でございますが、4月の12日に原発被災者の会・富岡のほうから要望を1件受理してございます。これにつきましては、懇談会の席上回答。それから、4月13日の福島県知事との意見交換会、4月17日、復興庁、松下副大臣との意見交換会のほうにも提示をしてございます。

続きまして、ホームページは現在も情報発信をしてございます。

続きまして、全国に避難している町民に対してのタブレット端末を利用した情報発信計画でございますが、現在進めている状況でございます。町内全世帯7,200人

世帯に配付ということで、現在設計を進めておりますが、若干国のはうからの予算が決定がおくれまして、4月13日決定ということで、現在やっと着手。前から予算いただきましたので、設計はしてございますが、改めて国とのやりとりができたということで進めてございます。

続きまして、避難者名簿管理チームのほうから避難先住所の情報の更新、それから登録という形で現在進めております。3月11日時点の避難者数1万5,916人、4月1日現在が県内が1万709人、県外が4,968人ということで現在更新をしてございます。なお、県外、県内の避難者数でございますが、3ページ、4ページのほうに記入してございますので、後でごらんいただきたいと思います。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。復興プロジェクト班についてでございます。災害復興ビジョン策定……

〔何事か言う人あり〕

○情報収集・広報班長（横須賀幸一君） 失礼しました。

○議長（宮本皓一君） 次に、復興プロジェクト班より説明を求めます。

復興プロジェクト班長。

○復興プロジェクト班長（横須賀幸一君） 大変失礼いたしました。

5ページをごらんいただきたいと思います。災害復興ビジョン策定につきましては、昨年8月26日に町民、各種団体、職員26名でビジョン委員会を設置いたしまして、その後7回の委員会を開催して、今年度1月30日にビジョンを策定してございます。4月6日にはビジョンの小冊子を各町民に配付してございます。

続きまして、災害復興計画策定についてでございますが、昨年12月に設置いたしまして、現在第4回の策定委員会を開催してございます。なお、第5回が4月20日に開催していまして、先ほど町長のあいさつの中にもおわびしていただきましたが、事務局の甘さから議員の皆様にご迷惑をおかけしましたことを改めておわびいたしたいと思います。今後しっかりと計画書を策定し、議員の皆様に審議、提案をいただきながら、よりよい計画を策定したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 次に、税務班長より説明を求めます。

税務班長。

○税務班長（阿久津守雄君） 資料6ページのほうをごらんいただきたいと思います。

税務班に係る主な事業内容の執行状況ということで、家屋の被害調査についてご報告いたします。家屋調査については、東日本大震災による地震、津波による家屋の被害を調査しまして、罹災証明書を発行することになるのですけれども、調査の対象については住家とされております。現地調査については、専門的知識が必要なため、社団法人福島県建築士会双葉支部のほうに委託しております。調査は、昨年の11月から3月までに5,431棟調査しております。これでおおむね住家の現地調査については完了したというふうに考えております。現在は、その調査結果に課税データと突き合わせながら、その家屋にだれが住んでいたかを今マッチング作業をしているところであります。調査種類が膨大なために時間を要しているところであります。また、今回の調査については、外観のみの1次調査のため、前回大規模半壊、半壊、一部損壊等の判定がなかなか難しいのかなというふうに感じております。判定に不服のある場合は、内部調査の2次調査のほうを今予定しているところであります。

以上であります。

○議長（宮本皓一君） 次に、健康福祉班長より説明を求めます。

健康福祉班長。

○健康福祉班長（渡辺清治君） 健康福祉課なのですが、大きく分けて健康福祉班と保育施設運営班がございます。健康福祉班については私のほうから、保育施設運営班については伏見主幹のほうからご説明させますので、よろしくお願ひいたします。

健康福祉班ですが、通常業務のほかに健康調査、義援金、児童クラブ、診療所というふうなことで、職員、嘱託医含めまして45名体制と、保育施設運営班は3施設の運営で職員ほか嘱託、パートで15名というふうなことで、健康福祉課に係りましては60名業務を行っております。

それでは、7ページをごらんください。最初に介護保険チームですが、被災者の生活支援、復興支援を目的に高齢者等のサポート拠点施設を大玉仮設住宅、郡山市富田地区仮設住宅、三春町熊耳地区に建設してございます。主な機能は、総合相談サロン、安否確認、介護事業等を提供して、運営は伸生双葉会及び富岡町社協というふうなことでお願いしてございます。また、24年度事業といたしまして、いわき市上好間地区に1棟のサポートセンターを予定してございます。

次に、認知症対応のグループホーム型福祉仮設住宅ですが、大玉村仮設住宅に2ユニット、定員18名というふうなことで、先ほどご質問ありました2ユニットを大玉村のほうに建設してございます。

次に、9ページをごらんください。児童クラブですが、放課後児童の健全な育成を図るというふうなことで、南1丁目仮設住宅集会所において開設してございます。18日現在15名の登録というふうなことになってございます。

次に、10ページをごらんください。健康づくりチームですが、線量計整備事業というふうなことで、昨年県の補助事業をいただきまして、個人線量計及びサーベイメーターを購入し、妊婦、乳幼児、小中学生に対して線量計の貸し出しを実施しております。貸し出し状況及び測定状況については、記載のとおりとなってございます。なお、小中学生の貸し出しについては、教育委員会が窓口というふうになってございます。

それで、11ページをごらんください。県民健康管理調査との連携ですが、県は、原発事故を踏まえ、長期にわたり県民の健康を守り、将来にわたり健康増進につなげていくため、全県民を対象に県立医大に委託し、実施してございます。詳細を後ほどごらんいただきたいと思います。

12ページをごらんください。放射線内部被曝検査事業ですが、原発事故に伴う町民の健康不安解消を目的に、ホールボディカウンターにより内部被曝検査を全町民に案内してございます。現在は、平田中央病院での検査となっておりますが、5月の広報にてまた再度お知らせいたしたいと思っております。

それでは、14ページをごらんください。義援金の配分ですが、国、県義援金の第1次配分は世帯で配分しており、第2次配分、追加分については1人当たりの配分

となってございます。また、死亡、行方不明者分も同等の取り扱いをしている状況です。

次に、町義援金ですが、第1回配分は1人当たり2万5,000円の配分となり、支給率は99.75%となってございます。

16ページをごらんください。診療所運営事業ですが、大玉村仮設住宅地内に町民の健康維持に必要な医療を提供するため、設置しており、内科、歯科診療を嘱託医師の協力を得て実施しております。診療状況は記載のとおりとなっております。

17ページ、保育施設運営班については、伏見班長より説明させますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） それでは、保育施設運営班長。

○保育施設運営班長（伏見克彦君） それでは、17ページの資料をご説明申し上げます。

保護者が働いていたり、病気、あるいは看護などの理由で十分な保育ができない、そういった児童をお預かりいたしまして、17ページ中段にございますが、とみたさくら保育施設、これは富田の応急仮設内、それから18ページにあだたらつづじ保育施設、大玉村の仮設住宅地内、それからみはるせきれい保育施設、三春町の三春の里内ということで、3つの施設で子供たちをお預かりしております。4月1日現在の児童数でございますが、3施設合わせまして20名ということになっております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 次に、生活環境班長より説明を求めます。

生活環境班長。

○生活環境班長（緑川富男君） それでは、生活環境班よりご説明いたします。

19ページをごらんください。まず、災害弔慰金でございますが、東日本大震災により亡くなられた方の遺族に対して、国、県、町から弔慰金を支給するため、関係者より申請を受け付けるとともに、支給すべく事務を進めております。また、この弔慰金制度については関連死も認められることから、郡内8町村合同で弔慰金の審査会を設けまして、月2回程度開催をいたしまして、これまでに14回の審査会が開催されております。詳細については記載のとおりでございます。

続きまして、被災者生活再建支援制度でございます。これについては、東日本大震災で家屋に大きな被害を受けた世帯に対して生活再建支援金を支給しております。これまでには主に津波に遭った地区に支給されておりまして、今後は地震の調査結果に基づいてまた全体で出てくるような形になっております。現在まで206件の申請がありまして、記載には205件の交付となっておりますが、すべて交付をしております。

続きまして、東日本大震災の見舞金についてでございますが、これにつきましては、津波によりみずから居住している建物に被害を受け、かつ家財等に大きな被害があった方の世帯に対して見舞金を支給する制度でございまして、これまでに90件の処理をしております。対象件数は、主に100件程度と見られておりましたが、調査の結果約90件で終了するのかと思っております。

20ページをごらんください。防災事業でございますが、各仮設住宅の万が一の連絡体制ということで防災設備ということで、三春町についてはデジタル無線を利用した無線設備を構築しております。郡山、いわき、大玉については、有線放送を利用した設備を構築しております。それから、各仮設住宅での消防水利の確保ということで、三春町では消火栓を設置しております。また、大玉村では上水道の入水槽から万が一火災があった場合には、そこから利用するような改修を行っております。それから、また仮設住宅の集会所に大型消火器の配備や各出張所に夜間に対応するようなバルーン投光機の配備を進めました。

それから、消防団事業でございますが、各集会所での警戒や点検の実施、あるいは冬期間三春、いわき、大玉で警戒、巡回の実施をしております。それから、富岡町内においては、週2回程度町内の放射線のモニタリングの調査、それから一時帰宅に合わせた火災等の警戒、巡回をしております。それから、仮設住宅での消防水利の確認、点検の実施、あるいは各消防団との協議や合同訓練の実施をしております。

続きまして、環境衛生でございますが、郡山、大玉、いわきそれぞれにペットシェルターをつくりました。入居状況は記載されているとおりでございます。

それから、3.11以降富岡町内に散乱されておりましたごみ集積所の収集、運搬と

ということで、約285カ所で収集、運搬をしまして、2月17日に完了をしております。

それから、原子力広報安全対策でございますが、福島県の第一原子力発電所の安全状況の確認ということで、福島県と3町がそれぞれ確認をしております。

それから、放射線環境モニタリングとして、町内で72カ所を測定しまして、ホームページ、あるいは広報紙に掲載をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 次に、除染対策班長より説明を求めます。

除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君） それでは、22ページをごらんください。除染対策班は現在7名でおりますが、6名が兼務をしております。

まず、平成23年度ですけれども、常磐自動車道の警戒区域における除染モデル実証事業ということで、3月に大成建設株式会社のほうで実施をするというふうに決まったということでございます。

次に、24年度の本格的除染に係る必要な事前調査業務を、まだ業者は決まっていませんけれども、4月23日以降に業者が決定するということで、これについては本格的除染に向けた建物調査とか、放射線濃度の調査とか、あとはモニタリングとか、そういうものの作業の同意書の案件とか、多々多様な委託をするということで、国のほうからそういう説明を受けております。

次に、平成24年度富岡町公的施設等拠点施設に係る緊急除染実施事業ということで、これも4月の12日以降に決定するということで、実際に本事業の箇所については、富岡消防署、双葉警察署、双葉地方水道事業局、南配水池、富岡土木事務所、双葉地方会館ということで国のほうから発注いたしますということで聞いております。

次に、平成23年度に実施した自衛隊による役場の除染についての報告並びに富岡町におけるモデル実証実験事業の結果ということで、夜の森公園周辺及び二中の前ということで、4月の広報に夜の森と二中の結果を提示したいということで今広報のほうで発注したかと思います。

あと除染の廃棄物の仮置き場についてということで、去る4月の13日の全員協議

会の中において環境省の関事務次官より説明がありましたが、仮置き場の面積としては110ヘクタール必要で、海岸部の国有地については15ヘクタールしか確保できないということで、あとは民有地を確保したいというような話がありました。今後除染等についても町民に事細かく説明をしていただけるよう国の方に要望しておりますので、以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 午後1時まで休憩をいたします。

休 議 （正 午）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

午前に引き続き、次に雇用対策班長より説明を求めます。

雇用対策班長。

○雇用対策班長（三瓶保重君） それでは、資料の24ページをお願いします。

まず、中小企業支援事業といたしまして、中小企業基盤整備機構による仮設施設整備事業を利用しまして、いわき四倉の工業団地に今19社仮事務所を開いて工場再開を行いました。それと、もう一点、安達太良の応急仮設内の仮店舗ということで、今月の26日、富岡えびすこ市場として26日に開設予定でございます。

次に、雇用対策事業ということで、これは絆事業でございます。23年度につきましては、25事業、84名の雇用を実施しました。今年度30事業で109名の雇用の見込みをしております。

次に、25ページ、農林水産事業としまして放れ家畜の対策。豚につきましては、今現在現地のほうで確認されていないということで、ほぼ完了したと思っております。犬、豚につきましては、かなりあちこち今出没しているということで、現在頭数も含めて所在を確認中でございます。牛なのですが、牛につきましては、2月からまず安楽死を前提に実施しております、現在残っている数については百数十頭、これにつきましても、今現在所在等確認をしまして、県と国と協力しましてまず囲い込みを行って、早急な安楽死分を進める予定でございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 次に、住宅支援班長より説明を求めます。

住宅支援班長。

○住宅支援班長（阿久津守雄君） 26ページ、27ページでご説明いたします。

住宅支援のほうで応急仮設住宅、現在郡山市、三春町、大玉村、いわき市、12カ所に1,864戸の応急仮設住宅を建設されております。入居状況は、1,368世帯、2,573人が入居しております。入居率でいきますと73.39%ということで、内容的には27ページのほうの一覧表をごらんいただきたいと思います。

次に、県営住宅の入居状況ですが、いわき地区に35世帯、119名が入居しております。

次に、借り上げ住宅のご説明ですが、一般の借り上げ、これは郡山地区ですが、219世帯、577人が入居しております。また、特例措置のほうの借り上げについては、県内33市町村に3,313世帯、8,144名が入居しております。郡山市に847戸、いわき市に1,891戸、その他647戸という形であります。契約の最終日、26年3月末ということで契約しております。また、かねてから要望しておりましたいわき地区の応急仮設住宅の建設ですが、現在1カ所について用地交渉のほうを進めているところでございます。

以上であります。

○議長（宮本皓一君） 次に、一時帰宅対策班長より説明を求めます。

一時帰宅対策班長。

○一時帰宅対策班長（郡山泰明君） それでは、28ページ、29ページをごらんください。

一時帰宅業務でございますが、一般の一時帰宅ということで30名、2月の11から4月の7日まで実施しております。マイカーとバス、合計の世帯数ですが、4,398世帯帰ってございます。人数的には1万242名ということあります。40名については、今国のほうで詳細に協議をしているところで、新聞等でもありますが、引き続きやりたいということで、今私のほうでつかんでいる情報としては、5月中旬、20日絡まり、19日ごろから第1回目を入りたいというような話はありますが、詳細についてはまだ連絡がありませんので、27日の会議で決まるかと思います。車の持

ち出しとして3月の12と15日2回実施しましたが、申請が10件、持ち出し台数も10台ということになっております。

次に、公益の立ち入りですが、公益の立ち入りについては、現在まで3,296件の立ち入りということです。

次に、インフラ調査復旧でございますが、町道については、23年度に福島支援機構の協力のもとで概略調査をして被災箇所を把握しているところであります。今年度については、富岡町の南地区として詳細な設計業務を進めるべく準備しているところであります。

下水道についてですが、下水道終末処理について、23年度に富岡浄化センター、蛇谷須、上手岡、小良ヶ浜ということで、概略の調査は把握しておりますが、富岡の浄化センターは津波によってかなり処理機能が喪失しているということで、その処理機能の回復のために、今回24年度の予算で詳細設計をすべく、処理槽にたまっている水約1万4,000立米の排出をして詳細設計をやっていきたいというふうに考えております。また、ほかの浄化3施設でございますが、復旧に相当な労力を要することもありまして、あとは機器の補修やオーバーホールなどで可能かということの把握だけはしております。

下水道の次の管路でございますが、公共施設の管路については、まだ概略調査を行うことができません。今年度浄化センターの処理要請をしてから管路内の調査も進めていきたいというふうに考えております。

特環下水道の被災状況の把握については、今年度職員により調査をしていきたいということで準備を進めているところであります。

あとは集落排水の上手岡地区については、農林水産省が3月に調査を行ったものの報告がなされる予定でありますので、わかりましたらまたご報告したいと思っております。

小良ヶ浜については、空間線量の高さから概略調査の予定も今立てられない状況であります。状況を見ながら今後進めていきたいと考えております。

次に、上水道ですが、上水道企業団のほうからつかんでいる情報としては、ここにも書いてございますように、小山浄水場の導水管ですか、の被害を受けていると

ということで、今この復旧工事をやっているということになっております。送水管については、順次補修し、配水池までの送水管を確保したいという計画であります。

また、町内の配水管についてですが、配水管順次点検しながら計画するということで、延長も多大な、多岐にわたるということで期間を要するものと考えております。

関根浄水場の水漏れ確認はしておりますが、修繕方法の検討をされてますが、自己水源の確保については、2度の水質検査も行っており、今のところ検出されていないという報告も受けております。

あとは、県の管理施設ですが、海岸、河川、道路について、県のほうは南側地区については調査を入れているという報告も聞いておりますので、今後とも連絡調整を密にしながら業務に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 次に、出納班長より説明を求めます。

出納班長。

○出納班長（遠藤博美君） 出納室に係る主な事務事業ですが、30ページをごらんいただきたいと思います。

義援金の受け付けを随時いたしまして、震災から430件、4億4,000万円ほど入金になっております。

2番目の生活資金につきましては、当面の生活資金ということで、貸し付け件数が2,766件、返還件数につきましては、監査委員さんの指導のもと広報に依頼してから貸し付け返還件数が多くなり、18日現在で333件があります。当面の生活資金ということで、この生活資金の貸付金は昨年の12月で終了しておりますので、報告いたしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 次に、教育班長より説明を求めます。

教育班長。

○教育班長（猪狩 隆君） 教育総務課より主な事務事業の執行状況につきましてご説明いたします。

資料31ページに基づきまして説明します。まず、定例教育委員会でございますけれども、教育委員会は毎月1回の開催を基本に2月以降3回開催しております。内容につきましては、次のとおりでございます。

次に、町内校長会でございますが、この校長会も月1回の開催を基本に2月以降は2回開催しております。内容は以下のとおりでございます。

それから、卒業生のお祝いのメッセージの作成ということでございますが、こちらのほうは全国の教育委員会、約100の委員会の区域外就学しています児童生徒を引き受けさせていただきました教育委員会に対して、御礼の文書と、今年度卒業を迎える児童生徒のいる学校へ、約150校ほどでございますが、お祝いのメッセージを作成いたしまして、町、学校と子供たちのきずなを確認を行ったところでございます。

次に、ランドセルの返却でございます。震災時各学校に置いてきましたランドセルを回収いたしまして、希望者に対して返却をしたところでございます。返却数は約300個でございまして、着払い、また手渡しにより返却をしたところでございます。

次のページ、32ページをごらんいただきたいと思います。再開の集い、写真の送付、CDの作成送付でございますが、昨年実施いたしました再開の集いの各学年ごとの写真、それから記録写真等を集合写真も含めまして子供たちに届けたところでございます。また、富岡町での学校の思い出の記録写真等をCDにまとめまして、全国の子供たちに送る準備をしているところでございます。教職員の離任式及び着任式でございますが、平成23年度は3月の30日に離任式、それから24年4月の2日に着任式を行ったところでございまして、今年度は離任者4校で7名、それから着任者は11名となったところでございます。これは、あくまでも三春校での教職員の数でございます。

それから、卒業式及び入学式でございますが、23年卒業式は幼稚園が3月16、小学校は3月23、中学校が3月13日に行いました。24年度の入学式は、中学校が4月の6日に行われまして、富岡第一中学校に6名、第二中学校に7名の新入生を迎えたところでございます。児童生徒の状況でございますが、幼稚園児が11名、小学生が32名、中学生が38名、合計81名というような状況になっております。

それから、原発避難者特例法による就学援助制度の周知でございます。富岡町に住所を有しながら避難先の自治体での就学支援の制度を受けるという制度の周知をしたところでございます。この就学支援制度につきましては、ご存じのように学校でかかる教科書代、給食費、修学旅行費等の就学援助でございます。こちらの援助のほうが今度原発避難者特例法という施行ができまして、各学校で避難されている先で申請することができるようになりました。つきましては、この内容の文書を各保護者に送付したところでございます。

その他でございますが、昨年の10月、教育委員会の事務局は安積行政センターの東隣にございますが、こちらのほうでちょうどこちら大槻町の役場、それから三春校の中間地点にありますけれども、こちらのほうで事務を執行しているところでございます。

それから、参考資料でございますが、富岡町立小中学生の動向ということで、23年3月11日時点で住民登録されていて、そのままの年齢で入学、それから卒業したというような見込みの中で計上している資料を添付させていただきました。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 教育総務課については、学校給食センターの分もあわせてお願い申し上げます。

○教育班長（猪狩 隆君） 失礼しました。資料34ページの学校給食センターにつきましてご説明申し上げます。

学校給食センターの業務は、現在三春校では業務は停止してございますけれども、現在小中学校の児童生徒たちに対して楽しい学校生活を過ごしてもらうために、富岡町内の業者から弁当を購入いたしまして、昼食を提供しているところでございます。内容、それから人数につきましては、次のとおりでございますけれども、24年度はミルク給食の実施を今検討して、ぜひ実施したいということで検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 次に、生涯学習班長より説明を求めます。

生涯学習班長。

○生涯学習班長（高野善男君） 生涯学習班にかかわる主な執行状況ということで、まず生涯学習チームとして施設管理業務についてということで、学びの森、文化交流センターの被災状況についてですが、36、37ページに被災状況と、あと室内の線量測定とか、被害状況の写真等をつけておりますので、ご参照していただければありがたいと思います。

また、スポーツ推進チームについては、現在平成23年度の実績でございますが、激励金交付事業につきまして件数が7件、人数にして32名、金額については38万2,000円の激励金を交付しております。今年度も激励金の交付は出てきますので、その都度皆様にデータが上がりましたらばご説明したいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 災害対策本部に係る各班の説明が終わりましたので、質疑をいただきますが、多岐にわたりますので、ページを追って質問をお願いしたいと思います。

それでは、1ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ2ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 3ページ。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 3ページで都道府県別避難者数というのあるのですけれども、そこに栃木県とか、群馬県とか、埼玉県とか、かなりの人数の方が避難されているのですけれども、今回高速道路の無料化のインターチェンジの数がふやされたのだけれども、県のほうでも阿武隈高原道を無料にしてくれたのです。これは、小野インターから矢吹インターまでが阿武隈高原道、県道無料になったのですけれども、いわき方面から栃木、群馬、埼玉、こっちのほうは郡山経由よりも阿武隈高原で小野インターで乗りかえで、矢吹、白河、そっちのほう通っていったほうがかなり短く行けるので、できれば富岡町としてそのインターチェンジの無料の中に矢吹なんかも入れてもらえば、すんなり南のほうに東北道を下っていけるのかなと思

うのですけれども、役場のほうとして高速道路のほうにそういったお願ひをしてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　一時帰宅対策班長。

○一時帰宅対策班長（郡山泰明君）　高速道路の無料化のインターの追加ということですが、私のほうで、町長を初め追加してくれというような要望はしています。つい最近郡山と郡山南、あとは会津、あとは東北道では双葉が避難している加須ですか、あと茨城と追加にはなっているのですが、我々はとりあえずそういうインターの追加ばかりではなくて、我々被災して全国に散らばっているということで、免許証と被災証明で何とかならないかということもあわせて要望しているところではあります、なかなか今ちょっとよい返事がいただけていないというのが実態であります。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　この件につきましては、きのうの復興再生協議会等々でも申し上げたのですが、今のところ追加分はご案内のとおりであります。その中で埼玉県の加須、それから茨城県の桜土浦というのですか、2カ所については双葉町民のみという、そういう限定をされたことについて非常に私もこれについては不快感を持ってございます。けさほど復興庁の副大臣のほうにこれについての問題提起をしたついでに、20キロの警戒区域内についてはすべて無料化してもらう。これは、証明書は免許証かその他で十分確認できるわけでありますから、これをけさほど問題提起しながらお願いしたところでございます。今後継続してほかの8カ町村とも連携しながら取り組んでいきたいと思っています。今ほどの矢吹インターについては初めて出た内容でございますので、これについても機会を見つけて申し上げたいと思っています。

○議長（宮本皓一君）　それでは、4ページ、5ページ。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君）　6ページ、7ページ、税務班、健康福祉班に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ8ページ、9ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ10ページ、11ページ。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ12ページ、13ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ14ページ、15ページ。

5番。

○5番（宇佐神幸一君） ちょっとお聞きしたいのですが、今ここに義援金のことが出ているのですが、こんなことはないと思うのですけれども、今富岡の町民に義援金をお配りになっていると思うのですが、もしかしてまだ義援金が届かない方たちというのは現在いらっしゃるのですか。

○議長（宮本皓一君） 伏見主幹。

○健康福祉課主幹兼課長補佐兼保育所長（伏見克彦君） 義援金がまだ届いていないという方につきましては、所在がまだ明らかになっていない世帯というのが16世帯ございまして、この方たちについては今まだ義援金は届いてございません。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） その16世帯というのは、第1回配分からずっとということ、現在までですよね。

○議長（宮本皓一君） 伏見主幹。

○健康福祉課主幹兼課長補佐兼保育所長（伏見克彦君） おっしゃるとおり第1次からということで、16世帯イコール16人ということで、単身世帯の方でございます。この中身でいいますと、実際に住民票はあったけれども、富岡に果たしていたのかというところが不明な方もございまして、16人についてはまだ所在がわからないというような状況にございます。

○議長（宮本皓一君） そのほかありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ16、17ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ18、19ページ、生活環境班、ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ20ページ、21ページ。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 原子力の安全広報のほうですけれども、4号機の健全性を確認してきたということですけれども、アメリカの日本駐日大使のほうで、今4号機の燃料集合体は早くほかに持っていたほうがいいということを公式に述べているのですけれども、その辺はどのように把握し、町としてはどのような申し入れをしているのか確認したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 原子力広報の安全対策として福島県が主体となって、第一のほうの町村ということで大熊町、楢葉町と富岡町がオブザーバーという形で確認したということでございます。確認の結果ですが、福島県の原子力安全対策課からの状況ですと、私も直接このところには行っていませんので、その対策課としての確認結果ということでちょっと読ませていただきたいと思いますが、確認したものについては、4号機の使用済み燃料プールの健全性について、図面と現地調査によって安全の向上の取り組みについて確認をしたということでございます。それから、図面に基づきましてプール底部のところの400立米のコンクリートを打設して耐震の裕度向上を図ったという説明を受けたということと、それから現地において高所作業車によりオペレーションフロアの高さ、そういうものの撤去状況を確認したと。それから、共用プールにおいて使用済み燃料の保管状況の確認、それから放射線モニタリングの周辺の除染の実施状況を確認したということでございます。調査結果については、今説明したとおりですが、原子力発電所の中については、安全性とか、そういう問題がまだまだちょっと見えない部分がありますので、今後ともそういうものについてはしっかりと動向を確認していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 第一の4号機については、課長の報告はあくまでも県の原子力対策課の報告であると思いますが、私は私なりにこの問題を提起してございます。昨日の枝野経産大臣、細野原発大臣、それから平野復興大臣、同室の中で数点問題発言しました。まず、1番目には第一原発の安全性についてを指摘しました。これは、この間の日本原産協会の年次大会で私講演したことは新聞に出ているとおりであります、その中でもかなり厳しく訴えてきました。その会場には900人ほど、国際人も含めて原子力関係者ほとんどが参加していますので、いい機会だと思って申し述べました。

それは、第一原発、我々日を追って不安定さが募ってきて、情報がたくさん入ってきています。まず、最近の情報からいうと、仮設のホースのいわゆるジョイントからの汚染水漏れ、さらには格納容器の窒素注入の中止という、自動停止と。そういう問題も本当にゆゆしき問題であります、4号機の問題については、今報告があつて、コンクリートで底部の補強したということで安全は確保しているというものの、現在使用済み核燃料プラス新燃料約千五百数十体入っております。それがここ3年ぐらいで地震が来たら、3.11のような震度6強のような巨大地震が発生した場合には、当然これはもたないし、完全崩落するという状況が今盛んに指摘されています。したがいまして、ここ5年間の中で大きな地震が予測されているというのは地震学者の問題提起ですね。ですから、本当にこれに対応できるのかどうか、しっかりと東京電力はもちろんですが、国がこれについて情報をしっかりとつかんでいるのか、あるいは検証しているのか。これは、いろいろな角度から情報を発信してもらいたいということをきのうも3大臣の前で申し上げました。

これは、ただうわさでない。非常に内部からの正確な情報が最近いろんな面で情報私のほうに入っています。その裏づけのあるものもある程度信用性もあるような情報も入っています。そういうことで、これは大変な不安要素であるので、安定しているというきのうの報告は私は信じません。ということで厳しくきのうもこの問題提起しましたので、国を挙げてこれを我々住民、国民が安心できるような、そういう透明性のある情報を発信していただきたい、それが確かに安全が担保されてい

るとすればですよ。そういうことをつけ加えておきたいと思います。本当に4号機については非常に不安定な状況であるかどうかのいろいろな情報が入ってきていますので、これについては皆さんと同じ問題協議していきたいと思っています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 13番。

○13番（三瓶一郎君） 昨日のテレビでやりましたけれども、消防団、今度の大震災で消防団員が243名津波で流されて、消防職員が27名流されたということで、ある分団などは半分の人間が津波に流されたということで、その市、ちょっと忘れましたけれども、市で消防団員の団員が退団するというのが非常に多いということで、今後に頭を痛めているというようなことがあるのですけれども、富岡町の現在の消防団員の活動の状況などおわかりになればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 富岡町の消防団、3.11以来各都道府県に散らばっております。その中で今現在郡山を含めて三春、大玉、いわきで消防団の団員の確保を図っておりまして、その中でいろいろな活動をやっております。それから、前の定例会の中で消防団の定年の延長ということで、60歳まで延長を条例で可決いただきましたので、これまで定年でやめられた消防団、そういうものも含めまして、一応再度お願いするような形で、消防団の再編に向けてやっていきたいというふうに考えております。今退団については、それぞれの消防団のほうに、当然今活動したくともできない状況の方もいらっしゃいますので、アンケートをとりながら、今後の消防団についての退団とか、そういうもの含めてちょっとアンケートをとって確認をしていきたいと、そういうふうに思っております。今のところ退団をするというような形で申し出はまだ来ていません。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 12番の関連なのですが、町長の説明で状況は詳しくわかりましたが、先ほど課長の答弁で、課長は立ち会い機関として行っていないということだったのですが、富岡町でだれが行ったのかちょっと教えていただければ。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） うちのほうの建築担当の係長が出席しております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） できれば係長に自分の目で見た状況をお聞かせ願えればありがたいのですが、どうでしょうね。庁舎内にいないのであればしようがないですけれども。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） ちょっと時間をいただいて、庁舎内にいるかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） では、後ほどいいですね。

○11番（渡辺三男君） はい。

○議長（宮本皓一君） では、20、21ページはありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 議長、立って質問しているのだけれども、座ったままでいいの。

○議長（宮本皓一君） いいです。

○4番（安藤正純君） 町内のモニタリング実施72カ所とあるのですけれども、これできれば平たいところとか、道路上とか、そういったところだけではなくて、田んぼの中とか、土手とか、いろいろもっと箇所をふやして、もう少しサンプル調査をいっぱいやってもらいたいなと思います。

あともう一点は、ちょっと除染に関することなのですけれども、今除染のモデルというのを何カ所かやっていると思うのです。夜の森公園とか、二中とか、役場とか、そういった除染のモデルの結果が出ていると思うのですけれども……

○議長（宮本皓一君） 除染、次のページだから。

○4番（安藤正純君） 次のページやらせてもらって、この環境のモニタリング、これは今72カ所と21ページに書いてありますけれども、ありとあらゆる場所でそういったものをやってもらいたい。できれば線量の高いところを中心的にやってもら

いたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今測定している箇所については、固有名詞で町民の方がわかりやすい場所、要は屯所であったり、公民館であったりということ表示してありますので、見てわかりやすいところで町内全域について72カ所をやっている状況です。今ご質問のあった田んぼとか、畠、そういうものをやるとなかなか字名とか、そういうもので表示すると、せっかくやっても町民の方がちょっとわかりづらいという部分もありますので、そういう形でわかりやすいような、そういうふうな公共施設であったり、そういう箇所でやっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 課長の言っている意味もわかるのですけれども、実際公共施設なんかはもう既に除染を済んだところもあるし、NHKで警戒区域の放射線量なんていうのを見たらば、旧役場というふうなこの前回答あったのですが、4.幾つで。地図を見ると大熊の境あたりに丸ぼちがあって、旧役場はあっちのほうにないので、何かああいうのを見ると、富岡って意外と低いのだなというような錯覚に陥るので、できるだけ例えば何々地区でも大字、小字でも十分かなと思うのですけれども、既に除染が終わって低いところではなくて、まだ除染が済んでいないようなところをやってもらえればと思って質問させてもらいました。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 当然除染もやっていないところということもあわせて町内でやっているつもりでございます。線量の高いところ、要は小良ヶ浜地区のブリーディングの付近とか、そういうものも含めて全体的にやっております。線量の高いところも当然今言ったようにやっておりまし、その都度そこについても町民の皆様に広報とか、インターネットで周知しているところでございます。また、あとこの72カ所の線量の調査については、消防団活動の中で水利の確保、あるいは防火対策を含めながら一応やっているということで、数についてはやっぱりこれ以上ふやすとまた別な対策という形のものも考えていかなければならないと思

いますので、今現在やれるところの中の数量ということで、若干ふやせるものはふやしていきたいと思いますけれども、そういう形でやっているということでご理解いただければありがたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 22ページ、23ページ、除染。

5番、宇佐神君。

○5番（宇佐神幸一君） 22ページの真ん中辺にさっきご説明いただいたときに、実施業者は、日にちは決まっているけれども、決定するけれども、決まっていないということが先ほど説明いただいたのですが、業者の選定というのは、本来国で除染やるのだと思うのですが、どういう形になっているのだと簡単に教えていただきたいのですが。

○議長（宮本皓一君） 除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君） 除染の業務の中に、4月23日以降に決定とか、4月12日以降に決定ということで、これについては、国の環境省のほうからホームページのほうに提示しまして、各業者さん、またはそういう資格を持っている有資格者がその計画策定の案をつくって、それを国の方に提示しまして、その中の日程の末期限日が4月の23日ということになっております。あとは12日というふうに、主要施設であれば12日にその計画書を提出するのがそこで締め切られますということで、それが締め切った段階で今度その業者さんを選定するのが国の方で選定しまして、業者さんを決定すると。あくまでも計画書を提出するのが、公共施設、拠点施設ということであれば、緊急除染ということであれば4月の12日に締め切りですよと、その計画書を提出するのが。それ以後に業者さんが決定するということでございます。その中に末工期ということが提示されていますので、計画書の工事の工程表の中に。それが24年の9月30日まで工期がありますよというふうなインターネットのほうに明記されていますので、うちのほうはそれを参考にここに提示させていただいております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 1つだけもう一度お聞きしたいのですが、やっぱり先ほ

ど出ました地元の避難している方の雇用ということで、前から思っていたのですが、除染に当たって地元の企業さん、地元のあれということではなくて、基本的に国の指導で全部決まるということで考えていいのでしょうか。国の方針の中で、国の指導のもとにということですよね。

○議長（宮本皓一君）　除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君）　国のほうとしては、地元企業のほうから計画書が上がれば、評点が20点加点というふうになっております。それと、逆にゼネコンさんの下請の協力会社に入ればそれなりの加点をしますと。あと環境省さんのほうで実際にとった業者さんに対して、地元企業さんを下請で使ってくださいとかということは、地元雇用ということで大切だということで、それは依頼をしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君）　先ほど11番委員から質問がありました原子力広報安全対策の行った状況を係長からということでありましたので、見えましたので、係長より説明をさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　はい。係長。

○原子力安全対策係長（佐藤邦春君）　3月の1日なのですけれども、そのときに福島第一原子力発電所の状況確認ということで、富岡町の場合ですと、第一原子力発電所になりますとオブザーバーという形で参加してきましたので、報告させていただきます。

まず、4号機の使用済み燃料プールの健全性の確認ということで、まず事前に説明を東京電力のほうから受けまして、今現在の状況とか、そういうところを説明をいただいて、実際私5人だったと思うのですけれども、クレーンのほうに乗せていただいて、上方より4号機の使用済みプールのほうを確認してきました。実際は瓦れきとか、なかなかちょっと見づらい状況でした。ですけれども、プールのところにシートがかぶせてあります、そちらの確認のほうはとれております。東電の説明によると、プールのシートの下に薄い鉄板が敷いてあって、その上の瓦れきが下

に落ちないように、中の使用済み燃料プールのほうに入らないというような、そういうようなふうに保護しているというところを確認してきました。

あと続きまして、共用プールのほうは、実際2班編成に分かれて確認ということになりましたので、私は4号機のほうの使用済み燃料プールのほうを確認しましたので、実際は共用プールのほうの確認はしておりませんけれども、説明を受けまして、今現在燃料の冷却のほうは維持されているというような内容のことの説明を受けてきました。

最後に、敷地内を出まして、モニタリングポストの状況確認ということで、今現在モニタリングポストの数値が高いということで、ちょっとした発電所からのもし放射線が出ていたりというやつの低いレベルの変動の確認がとれないというようなことで、モニタリングポスト周辺の木とか、そういうのを伐採して、精度向上するためにということでやっているというところでその状況のほうを確認してきました。

私が行ったときは、周りの木とか、草を刈ってあって、遮蔽壁をまだ設置はしていなかったのですけれども、そこのモニタリングポスト内のところにブルーシート、せっかく枝とか、そういう伐採したやつが入ってこないようにということでブルーシートがかけてある状況でした。実際そこの数値のほう確認して、それで今回の状況確認ということで行ってきました。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ありがとうございます。大変危険なところに行ってご苦労さまでした。ただ、共用プールの管理状況についてとなっておりますが、ほとんど状況は確認できないということなのかなと思うのだ、プールの中身は。プールを囲っているとか、いろんな状況は確認できても。そうしますと、町長が先ほど述べられたように、全く安全にはほど遠いという状況なのかなと思いますが、そうですよね。そう理解して終わります。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 22、23でいいのですね、今度は。

○議長（宮本皓一君）　　はい。いいです。

○4番（安藤正純君）　除染について質問させてください。さっき町長が言った原産年次大会、ここで年間積算量は1ミリシーベルトを目標とすべき。安心して住民を帰せないと、そういう発言が新聞に書かれています。それと除染との関係をお尋ねしたいのですけれども、除染もモデル事業で何とかやってているのですけれども、この前の環境省の説明では40%とか、60%とか下がったとは言っていますけれども、では住民が戻れる数字まで下がったのですかと私質問させてもらったら戻れないと。何度も何度も限りなくやりますかと聞いたらやらないと。何か効果的な作業法でもあれば、さらにそれはつけ加えますけれどもということなのですけれども、この除染も年間1ミリというと0.12とか、0.23とか、いろいろ計算方式では分かれてくるとは思うのですけれども、そういったマイクロシーベルトの単位まで下げられないことが明らかにわかっていても除染は続けるのですか。その辺ちょっと。言葉は悪いですけれども、最初から結果がわかっているのに何で除染に入るのというのが私ちょっと疑問あるのです。そんなのだったらば早くから賠償の話を進めるべき、そういう考え方あるのですが、その辺ちょっとと町長の考え方聞かせてください。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　これは、大変難しい質問でございますが、ただ私は国でいういろいろ誤解を受けるかわかりませんけれども、一応居住制限区域、それから解除準備区域、これについての除染のロードマップ、これはご案内のとおり20、50の間については、26年の3月まで除染完了と。それから、20以下については来年3月までという状況までは国はロードマップは示してございます。問題は、20から50が2年後の3月まで除染したとしても、これは大幅に数値が下がるという期待感は余り持ていません、私。だから、いつまでこれやるのだ。26年3月以降のロードマップを私のほうは求めているのだけれども、國のほうではっきりとしたその後の答えをまだいただいているないです。その辺が問題点が1つ。

それから、きのう8カ町村長と3大臣の中で環境大臣のほうから、いわゆる今後原水で除染しなくて、2年後だ、5年後だ、10年後だというのが新聞にも出ていますが、例えば年間被曝線量が20ミリの場合、5年たつたら5ミリぐらいまで下がる

想定図なのです。それから、50ミリの場合は5年後には20ミリまで下がる想定のそういうグラフを示されたわけです。これは、あくまでも原水で半減を迎えるだけの話ですが、しからばプラス除染をした場合の予想の線量の図面を出してもらえませんかと、それはきのうの段階ではできていませんから、今後出してください。それによって我々の対応、住民のある程度の考え方にもいろいろ影響あるから、そういう話を質問しましたら、細野大臣はなかなか除染をしたもののが想定の予測図というのか、それは難しいような話です。

そこで、もう一回突っ込みたかったのですけれども、時間の関係でできなかつたのですが、しからば何で今までのモデル事業を数ヵ所うちの町もやったわけです。その結果を見て分析、検証して、それでロードマップにそれをいろいろと参考にしながら組み入れていく。そういう話が当初からあったのが、それがちょっと答弁にある程度食い違いある。だから、国の考え方が非常に一貫性がないのです。そういうことも非常に私は今疑問視していますが、いずれにしましてもそういう今の安藤議員のような話があったとしても、除染しなければ、これは当然そのままの状況でしばらく帰れないということもあるわけだし、除染すべきだという市民もたくさんいるわけですから、そういうことも踏まえて、やはり国の今後の対応についてはやっぱり26年3月まで徹底的にやってもらいたい。それから、その後の数値がどこまで下がるかわかりませんけれども、あくまでもこれは1ミリを目標で子供たち、若い者が帰ってこれるような、そういう環境につくるまでは、そのロードマップを欲しいのです、我々は。これを早く国ほうで示してほしいという、きのうもこれを要求しました。ですから、ひとつこれについて今のご質問については、やらないほうがいいのではないかというお話もありましたが、今のところ私は、やってその結果を見た、とにかく。それから、大体の数値の改善された線量も出てきますから、そしてできるだけ1ミリに目標を置いて、そして取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 私は、決して除染をしても効果のない除染はという前置きなのですから、帰りたくて帰りたくてしようがないという人もいるということ

は理解していますので、それは徹底して、そういう方には除染の許可をもらってやってあげたほうが私は、やってあげるべきだと思います。それで、今町長言うように平成26年3月まで、これはとにかく除染の結果がどう出るかやるべきだと、それも理解します。ただ、やるだけやったときに人間が帰る上で1ミリなら1ミリというものになっていないときには、町長のほうから例えば富岡の帰町宣言は年間積算放射線量1ミリにならなければ帰町宣言はしませんよとか、そういう国に対する発信、そういうものも今からしておいてもらいたいと、それはお願いしておきます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 23ページの米印のところに、除染等の町民に対する説明会を開催する要望をしていますということで米印があるのですが、その2つ前の除染モデルの結果ということで、確かにホームページとか、広報にすら、があつと言葉で書いてあるのがあると思うのですが、実はお聞きしたいのは、除染モデルに協力した家屋の方が終わった後に呼ばれて行ったときに、「うちどうだったのですか」と聞いたら、「答えられない」と言われたと苦情を言っておりました。最終的にあの近辺の行政区に対しても、始まる前はこういう形でやりますよということで行政区説明会があったと思うのですが、終わってからその結果の説明が全く何もない。あの紙きれ1枚で読み切れといったってなかなかわからない状態なので、そういう言葉での説明会というのは、米印に書いてあるのですが、町としてはその行政区の町民に対して何かやる予定はございますでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君） 今現在国の説明としてモデル事業の実証試験の各個人の宅地については、宅地については今データがやっと決まりまして、そのデータを各家庭に送付しておる状況でございます。そのデータについては、建物があつて、その平面の中に何番、何番という番号が振られていまして、当初除染する前の測定機と除染後の測定機というふうに2つの欄があつて、それですべて比較できるような図面を各家庭に送付しているということでございます。

あともう一つ、今現在個人の庭とか何かについての土砂とか何かを撤去しましたので、それに今度客土をするということで、その客土が今実施中で、そうするとま

た客土するので、そのデータが放射線量の放射線を防ぎますので、そのデータでまた環境のモニタリングを実施して、どのくらい下がったかというようなことでまた出てくるかと思いますので、それを今客土のほうをまた実施しまして、モニタリングはその後ということになるかと思います。

あとモデル事業を実施しまして、町民の皆様に説明をしたらいいでしようという話なのですけれども、今現在では警戒区域の中の3区域が決定していないということがありまして、国のほうも説明会はセットでするような考えをしていますので、除染だけうちらは先にやってくれないかというような話をしましたけれども、町民はそれだけでは納得しないということで、今国のはうは除染についての説明会が長くなってしまうということで、セットが決まり次第そういうことの説明会はすぐ開くということを国のはうは言っていますので、私としては除染対策班としては補償関係なく除染の説明会を開催してほしいというふうに国のはうには言っていますけれども、それがなかなかできないというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 22ページの真ん中なのですが、24年度富岡町における除染等の措置に必要な事前調査業務、これについてでございますが、その五、六行目ですか、権利者に対して同意書案を作成し、除染等の措置に必要な準備を行うということを目的といたしますとありますけれども、実際除染を行う場合、例えば庭の立ち木とか、あるいは家屋。家屋も屋根が破損して雨漏りして洗浄できないとか、いろんな条件あると思うのです。ですから、例えばそういった家屋の補償も先ほどの中に出ましたけれども、3月11日時点の再取得価格ということで、到底町民が納得できないような水準で出ておりますので、その辺しっかり解決しないことには、除染の前提条件として整わないと思うのですが、その辺回答お願ひします。

○議長（宮本皓一君） 除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君） 確かにそのとおりだと思います。議員さんが言われるとおり、雨漏りをしている箇所とか、そういう各家によって違うものですから、まず建物等の調査をして、それが一番ベターな手法なのかどうか、そのまま高

圧洗浄かければ雨漏りそのまましてしまうし、またはその屋根を直したほうが早いのかとか、そういうような手法もいろいろあるかと思います。または、それをやつたことによって、除染の対策とまた変わってしまって、補償の問題とかになってしまうというようなこともあるかと思います。あと立ち木については、除染のほうで同意書をもらいながら補償の中で進めていくというふうな、除染と東電との建物の財物の補償は別個だと思って考えていただければありがたいかなと思います。今のところそういう考え方で除染のほうは進めているようなんですけれども、ただ同意書がなければ家の中にも入れませんので、どんなような状況なのかということわかりませんので、そういう同意書が必ず必要だということで、各戸現地に行って立ち会ってもらって、まず事前にモニタリングの確認をしてもらうということで、それが終わった段階で今度除染が終われば、そこの線量をもう一度現地で地権者の方に立ち会ってもらって確認をしてもらうというのが除染のほうの進め方ということになっております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 今課長のほうから答弁ございましたけども、例えば除染を行う場合、あくまでこれ放射線を下げるために行うわけでございますから、ここはやらないよとか、ここはやるよということでは除染の意味がないのですよね。ですから、例えば屋根が壊れていようが壊れていまいが、立ち木がいっぱいあろうがなかろうが、そういうものはきっちり住民の納得いく額で補償した上で、一律に除染するのであれば、それなりにその地区全体が効果があると思うのです。ですから、例えば3軒うち並んでいて、真ん中のうちは屋根壊れているから、そこはやらないよと。前、後ろやったよと。そうすると、そこは放射能が高い今まで終わってしまうわけです。ですから、あくまでも除染というものは字のとおり線量を下げるために行うわけでございますから、しっかりと財物の補償を町民が納得できる水準でやって、その上で行うべきと考えますけれども、その辺回答お願ひします。

○議長（宮本皓一君） 除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君） 除染については、2つの考えがあると思うのです

けれども、片方は財物補償、片方は除染をやつたために被災を別個に受けたというふうな話になれば、それはまた別個な補償というふうに国のほうの補償ができるかと思います。ただ、それはあくまでも財物補償とか、それが完全に決まった段階でないとなかなか前に進めない、今の現況としては進めないような状況なのかなというふうに思います。できれば基本は全地区除染をするということで国の方も進めておりまして、私のところはやらなくてもいいよということでなく、戻ってくる方がいますので、そういうことを事細かく説明しながら除染を進めていくというようなことで国の方は考えておりますので、それについては町の方としても協力しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 最後ですので、これ町長に答弁をお願いしたいのですが、1つは除染、例えば水かけ論になってしまいますけれども、除染と財物の補償というのはそんな簡単に分離はできないのです。除染を撤去的にやるとなれば、それなりの財物の補償した上でやらなくてはいけないし、あるいは例えば試験的に役場庁舎で土を削ったわけですが、例えば農地なんかやる場合は当然土を削るのには皆賛成すると思いますけれども、それなりの補償やった上でないとやっぱりみんな納得しないですよ。ですから、簡単に除染は除染、財物の補償は財物の補償というわけには私いかないと思うのですが、その辺の考え方を町長からお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 除染、7月から国はロードマップにうたっていますが、その前にやっぱり賠償の問題を解決しないと区域の編成もできない。いわゆる帰宅困難区域と居住制限区域、解除準備区域、この線引きがあつていろいろな今度の除染の工程表そのものが出てくるわけ。ですから、今ご指摘のように賠償を先にこれを解決してもらう。そうすれば今のいろいろの問題提起については、もちろん賠償には財物補償も全部入っていますから、植え込みの問題とか、あるいは建物の中の汚染された問題とか、いろいろあるでしょう。だから、それ全部すべて入ってくるので、それが解決することによって今の問題は解決して、除染はスムーズに進むと

思うのです。これは、しっかりとこれから解決して、そして除染がスムーズにいくように取り組んでいくというのが私どもの考えですが、それでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 関連も1つあるのですが、24年4月12日以降に決定という消防署とか、警察署、双葉町水道事業所とかの除染、公共施設とか、公共施設に準ずる場所をいち早く除染するという意味はわかるのですが、今7番さんが言ったように、そこだけやっても周りにあれば全く同じなのかなと思うのだ。除染したときは多少下がってもすぐに戻ってしまう現象が起きるということが考えられると思うのですが、試験除染で今回夜の森公園とか、リフレ、第二中学校したわけですが、試験除染であれだけの汚染物質とかが出る中において、またこういう公共施設をやるということは、まだかなり膨大な汚染物質が出るのかなと思うのです。そういう考え方からいくと、やっぱり中間貯蔵施設とか、仮置き場とかが優先しないと本来はやるべきではないのかなと私思うのです。国は、補償、補償と言いながら、結局思うような中間貯蔵施設とか、仮置き場の線をじゃんじゃん、じゃんじゃん進めてくるというのは私非常に納得いかないです。やっぱり今町長が言ったように、補償問題が一番最初のすべき問題であって、こういうことが取り上げられてくるといふのであれば、国も出してくるのであれば、早く補償問題進めていただきたいなという思いが強くあるのです。そういうことを今町長も十分承知して、そういうことは国の機関にも強く要請していると思うのですが、やっぱり町村会なんかでも広域市町村なんかでも中間貯蔵施設の問題やら何やら、昨日あたりもありましたよね、会議。だから、そういうものの会議にやはり臨むから、こういうことが出てきてしまうのかなと思うのですが、補償を全面的に出して補償以外は受け付けないよというくらい強い態度で出ていかないとなかなか進まないのかなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

あと1つ、ここに23ページなのですが、除染廃棄物の仮置き場についてということで、海岸部の国有林ということをうたっているのですが、この間説明会の中にもちょっとあったと思うのですが、正確な場所の説明は私なかつたのかなと思うので

す。国有林というと当然小良ヶ浜地区から、灯台近辺から小浜地区に横たわっているのが現状だと思うのですが、その辺のどこの地区になるのか正確な情報がわかれればお教えいただきたい。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 1番目について、全く私同じ考え方のうの会議に臨みましたし、いきなり8力町村と県も入っていましたが、3大臣の前でテーマは中間貯蔵等の説明、イメージ図、それからさっき申し上げたいわゆるモニタリングの予想図とか、波の、そういう説明がありました。そういう質問、あるいは要望をひとつさせていただきました。私は、けさほども申し上げたと思いますが、いきなり中間貯蔵って何事だと。賠償とか、これから双葉地方の7項目いろいろたっています。グランドデザインのほかにいろいろな要望、これをきちっと国から答えもらわぬいうちは、これは絶対我々はこの問題の協議には入るべきではない、これはきつく申し上げたのです。それに大分3大臣は戸惑っていましたが、賠償についてはどうもコメントが逃げているような感じがあったので、それで私はどうも不安を持って納得いかないので、けさ副大臣にも確認しましたし、そういう状況の中で今後仮置き場とか、そういうものは前に進まないですから、それは国がまだわかっていないのだ、まだ。我々が考えていること余り重く受けとめていない、何かそういう感じを今私は思っているのです。ですから、今週来るか、来週になるかわかりませんけれども、もう一度きっちと言つて、少なくとも富岡町だけはそう簡単に妥協しませんよという考え方で臨んでいきたいと思います。

この富岡町の公共施設は、これはうちの町のほうには事前連絡はありません。すべて環境省がそれぞれ単独でモデル除染をしています。これで果たしていいのかどうか、これが問題だと思いますが、だから今環境省がどんどん、どんどん進めて公共施設を除染すれば、結局将来帰つてくるのにも、公共施設が機能することによってのいわゆる今後の生活の基盤づくりをスピードアップできるのではないかという考え方でやっていると思うのですが、とにかく我々の立地自治体には説明も報告もないのです。これインターネットで知っているような状況ですから、現実。そういう国のあり方。ですから、今おっしゃるとおり賠償をきっちと片づけないとともろも

ろの問題が先に進まないということは全く議員と同じ考えですから、これからそういうことで取り組んでいきたいと思っています。うちの課長もみんなそうです。そんな考えでかなり厳しくこの間も17日やりましたが、今後もそういうことで頑張っていきたいと思っています。

○議長（宮本皓一君） 除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君） 仮置き場の国候補地としましては、国有地については、小浜、深谷地区の国有地の沿岸部を考えているということでございます。  
以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 1番目の問題に関してはまさに町長の言うとおりでありますので、ぜひそういう態度で取り組んでいただきたい。全く補償が決まらないうちには、前回の国との説明会の中で言いましたが、補償が決まらないうち、中間貯蔵施設とか、火力だとかは全く矛盾している話であって、当然公共施設除染する以上は放射能汚染物質も出てくるわけですから、そういうものを解決しないうちこういうことは全くあってはいけないと私思っていますので、ぜひ今後強い態度で臨んでいただきたいと思います。

また、今仮置き場の場所を聞きましたが、あそこの地区には当然国有地、あの辺が一番広くあるのかな。横長でもあり、厚みも多少あの辺は厚いのかなと思います。当然あそこの地区には、今予定されている地区には、公共の汚水処理場ですか、そういうもろもろの施設もありますので、あの施設をどうするかも、この仮置き場の問題イコールあれをどうするかという問題も浮上するのかと思うのですが、全く国は20キロ圏内、30キロ圏内の以降は全然頭に置いていないという政策ですよね、すべてが。あの施設を、では仮置き場があそこの施設の近くにできれば、当然あの施設は動かすのは無理になってくるのかなと思うのです。そういう施設を代替的にどこかに持つていきますよ、持つていきますから、そこに付りたいのですという打診でもあるのであれば話は別だと思うのですが、そういう打診は多分一つもなされていないのかと思うのです。その辺の打診があったかどうかと、あとは何回も言うように、仮置き場とか、中間貯蔵施設は後の問題ですから、論外ということでとら

えたほうがいいのかなと思うのですが、どうでしょう。同じ質問になってしまいますが。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 深谷施設の処理施設の移動の打診の件ですが、それについては全くないです。今ここに載っているように、先行除染ということで国が今除染作業を進めている場所でもあります。1つ、仮置き場をつくるとそこが使えないというような今議員からの質問ですが、仮置き場をつくって、きちんとやるべきことをやれば、保管状況をすれば、逆に今モデル事業でやった夜の森公園なんかもそうなのですが、周りの空間線量と比較しても前よりも下がっているというような状況ですので、必ずしもそこに仮置き場を設けると線量が高くなるというような状況ではございません。ちょっと答えにはなっていないかもわからないですけれども、打診はなかったということと今1つ仮置き場の話をさせていただきました。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 数値だけで物を言うと確かにそうなるかもしれないです。ただ、人の気持ちを考えた場合に、仮置き場、トンパックで山積みにされているわきに積んだり、そこのわきで平常業務を行ったりするのは非常に苦痛だと思うのです。そういう意味合いで私言っているのです。確かに数値、数値で追っかけるのであれば、それは確かに数値下がるところもあります。そういう含みからいうと、当然必要な施設であればそういうすぐ近くに仮置き場はつくるべきではないのではないですかということなのです。あと1つなのですが、先行除染の中に入っているという話だったのですが、この内容の中に入っていないですよね、先行除染。入っていますか。

○議長（宮本皓一君） 除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君） 汚泥処理施設なのですけれども、これは3月いっぱい完了しております、川内村とか、そういうところから出てくる汚泥ですか、トイレの。その処理をするということで今稼働しようと双葉広域組合のほうで動

いでいるような状況でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 内容的にはわかりました。ただ、私広域のほうに行っています。ただ、消防のほうですから、環境衛生の状況わからない部分があるのですがこの問題は広域のほうでも質問した経緯あるのですが、広域でも何も答え出ていなければそれまでいい答えが出たのかなと思うのですが、広域の問題ですので、これ以上質問してもどうにもならないと思いますので、わかりました。

終わります。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 除染廃棄物の件なのですけれども、この仮置き場、110ヘクタール必要なところ15ヘクタールの国有地と、残りの95ヘクタールというのはこれ民有地なのですが、これは町とのほうでそのすり合わせがあるかどうかもわかりませんけれども、今何か聞く話ではほとんど環境省あたりが一方的に進めているやに聞こえるのですけれども、民有地を整理する方針であるというのはこれは借り上げですか、買い上げですか。

○議長（宮本皓一君） 除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君） 環境省のほうは借り上げということで進めたいということでございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） それは、町までのレベルの話で、地権者とは全く話していないのかどうか、話してどうだったのか、手短にやりたいので、整理して説明してください。

○議長（宮本皓一君） 除染対策班長。

○除染対策班長（高野善男君） 現在地権者等々にもまだ全然そういう情報は流しておりません。今後議会のほうに説明をしてからということで今後進めていきたいというふうに環境省のほうは考えておりますので、そちらのほうで対応していくと

いうことでございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 順序として悪いとは言いませんけれども、例によって今回の震災に関するいろんな問題がマスコミが先行してしまって、ましてこの地区の地権者、毛薺、仏浜、小浜の人らが該当するであろうと報道しているわけですね。その人たちが非常に心配していますので、それだって簡単に言ってしまえば、借り上げなんていうのは恐らく成立しないと思いますので、ですから、そこを町の立場として、環境省、国云々ではなくて、町として関係者に情報提供できるところは早いところで、やっぱり考える余地というか、考えていただいたほうがよろしいかと思うのですけれども、どのように取り組みますか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは、警戒区域ですので、あくまでも国が100%責任を持って進めるという原則があるのです。だから、国が我々のほうの地元の自治体にゆだねるような、そういう考え方が一番困る。結構そういう傾向があったのです、今まで。やっぱりその責任の問題については認識してもらわなければなりません。よく私國に申し上げています。国みずからきっちり責任を持って説得してくれ。我々の担当者ももちろん同行しますし、それからいろいろな面で協力はするけれども、主体は国なのだ。だから、町が先行してどうだということは、これは警戒区域そのものはそれは私はまずいと思うのです。国の責任感がどんどん希薄化してしまう。それでは問題はすべて我々自体に丸投げするような状況にもなりかねない。それは、私は原則は絶対国が責任を持ってもらう。これもそういうことでしっかりとその辺についてはすみ分けないです。100%持つてもらわなければなりません。ただ、いろんな面では側面的な役割していかなければなりませんので、そういうことで今後はもし住民の説明のときは国が先頭に立って前面に出て、それで買い上げとか、借り上げとか、そういう問題のときは買い上げもやぶさかでないということも当然私どもも申し上げていかなければならぬと思っています、国に対してですよ。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 基本的に町長おっしゃるとおりだと思うのです。もちろん国が責任を持って国がやると。ただ、その間に挟まされてというか、本来は当事者なのですから、町民の人が悩んでいますから、そのところのサポート。確かに前面に出なくてはいけない。それで、町も最終的には何らかの形でかかわらざるを得ないわけですよね。ですから、主体は国ですけれども、それまでの間の町民の心のサポート、何か考えられませんか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは当然ですよ。これは、町民の立場に立って配慮するところは配慮していかなければなりません。しかし、原則は国が全責任を負うと。そのものについての考え方については変わりありませんので、ただ町民側に立って我々はいろんな面で今後国に対してのもうもうの問題に対して対峙していくと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

[「議長、10分間の休憩」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 2時40分まで休憩します。

休 議 (午後 2時30分)

---

再 開 (午後 2時40分)

○議長（宮本皓一君） 再開をいたします。

議員の皆さん、それから参与の皆さんにちょっとお願ひいたします。これからただいま審議している案件のほかに、その他で3点ほどありますので、その後にまた編集特別委員会を予定しております。時間が逼迫しておりますので、質問は要点をつかまえて簡潔に。それから、答弁についてもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、23ページを終わりましたので、24ページ、25ページ。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） まず、24ページの上のいわき四倉中核工業団地のことでの中に3工区と4工区で全部で19社……

[何事か言う人あり]

○議長（宮本皓一君） ちょっとお待ちください。

副町長。

○副町長（田中司郎君）　ただいま質問中で申しわけないのですが、町長と、それから産業振興課長が急遽団体が今来て、ちょっとおくれています。間もなく戻るとは思うのですが、今ちょっと席外していますので、できれば、先に進んでいただいて、後でという形で対応していただければ。

○議長（宮本皓一君）　それでは、お諮りをいたします。

24ページについて、雇用対策班については後ほど行いまして、24、25ページですか、26、27ページを先行したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君）　では、そのように進めさせていただきます。

それでは、26ページ、27ページ。ありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君）　26ページの一番下に要望しております地区、簡単に言うと仮設住宅をまた増築する1カ所を予定していると言われたのですが、その1カ所って公表できるのでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　住宅支援班長。

○住宅支援班長（阿久津守雄君）　交渉中なものですから、交渉中ということだけご理解いただきたいと思います。ただ、感觸的には進みそうだということだけはご報告しておきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　そのほか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　住宅班にお願いしておきたいのですけれども、皆さんからいろいろ話聞くと、玄関先に呼び鈴ですか、インターホンがないところが結構多いです。今住宅にはつきものになっていますので、その辺つけるられると思いますので、強い要望お願いしたいと思うのです。といいますのは、玄関の風除室があって、その中に玄関ドアがあるような感じですよね。そうしますと、どうしても例えば中に人がいないとすればうちの中に入っていかなくてはならないわけです。風除室ではあっても、うちの中のとらえ方しますので。非常にまずいのかなという感じしま

すので、ブザーがついていれば、当然ブザー押して出てこなければいけないという解釈とれますので、ぜひその辺はお願ひしたいと思うのです。入札とか、そういう段階でそこまで細かくやっていないがためのあの現状になってしまっているのかなと思いますので、ぜひ強い要望をお願いしたいと思います。

あと今住宅支援班長のほうから5番さんの質問に対して、町長の口からもいわき地区にという話出ていますよね。いわき地区に1力所決まると思いますという話出していますから、いわきのどこの辺かきちっと言っていただければ、私はわかっていますけれども、ありがたいと思うのですが。

○議長（宮本皓一君） 住宅支援班長。

○住宅支援班長（阿久津守雄君） 呼び鈴のお話なのですけれども、実際ついているところはインターホンまでついている仮設もあるということで、最低でも呼び鈴は欲しいということで、簡単なものでいいですからということで今県のほうにも要望しております。これについては、多分ちょっと時間かかると思うのですけれども、できるのではないかなどうふうに思っております。実際ついているところもありますので、その辺の不平等を直していただきたいというふうな要望で今交渉しております。

それから、いわき地区の場所ということなのですけれども、一応下高久地区で1件ご提案あったところを、県と一緒に地主さんのはうに交渉しに実際行っているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） そのほかありませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） いわきの仮設住宅が入居率100%ということなのですけれども、今現在もキャンセル待ちが出ているような状況という話は聞いているのですが、聞くところによると、借りるだけ借りて住んでいないような方もいらっしゃるようなお話を聞いています。その辺の対策はどうなっているのかと、あと今いわきにまた仮設という用地交渉に入っているということですけれども、今後仮設の募集をかけるに当たって、ただ単に順番ではなくて、やはり優先順位として高齢の独居の方を優先するとか、そういうところもやっていただきたいと思うのですけれども、

いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 住宅支援班長。

○住宅支援班長（阿久津守雄君） まず、空き戸の対策として、実際居住しないで物置にしているのではないかとか、仮設に名前を置きながらアパートに住んでいるのではないかとか、いろいろそういうご指摘は私どものほうにも参っておりまます。これまでいろいろな形で調査のほうもしてきました。第1番の問題は、3月までに学校問題で学校決まれば入居したいのだとかというようなお話もありましたので、多少その辺で時間ちょっと見ておりましたが、4月になりまして、就学のほうの問題も過ぎたのかなということで、現在各仮設住宅の運営委員を調査委員として各仮設の入居状況を調査したいということで今準備しております。連休明けたら多分各仮設のほう調査できるのかなというふうに今感じていますが、実際の住んでいる方と名簿が間違いないかどうかの確認作業、あるいは水道、電気の供用開始しているかどうかという点で、住んでいるか住んでいないかの確認しながら調査したいというふうに今準備をしている状況でございます。

それから、2番目の新しい仮設を建設したときの優先順位等で高齢者優遇してはどうかというようなご指摘ですけれども、もちろんそういう優先順位を考えたいとは思っております。県外から福島のほうに戻ってきたいという方々も多く寄せられております。それから、就業等でいわきのほうに行きたいという方、あれば戻るよという人、それから今郡山とか、こちらの中通りのほうに住んでいる方でどうしてもいわきのほうに住みたい、あるいはそちらのほうの病院に行きたいとか、いろいろな問題でいわきのほうに移動したいという方々の把握もしているつもりでございます。そういうことから200戸不足しているということで県のほうにも要望しておりますので、その辺の理由等精査しながら募集のほうは考えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） その他ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ28、29ページ。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 前の議会のときにお願いして答えまだ返ってきていないので、確認しますけれども、29ページのずっと下のほう、関根浄水場の水の検査の件ですけれども、これは伏流水ですか、それとも表流水ですか。

○議長（宮本皓一君） 一時帰宅対策班長。

○一時帰宅対策班長（郡山泰明君） 今確認しているところでは伏流水ということで確認しています。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） そういう半端なのではない、伏流水でいいのですね。

○議長（宮本皓一君） 一時帰宅対策班長。

○一時帰宅対策班長（郡山泰明君） はい、伏流水です。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今の関連する件ですが、伏流水ということでたまたま水だけではなくて、それを720トンくらいくみ出して、それで検査をしているということで私のところにも一応状況ということで入っています。その結果検出限界値以下だということの報告は受けております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） それならそれでいいのです。もともとがたまっていた水ではまずいので、ですから、ポンプで送ってもらって、ある程度排水してから、新たに伏流したもののはかれということで話出て、2月の末か、3月の初めにサンプルを送ったはずなのです。それがいまだに正式に報告がない。町に先来るのです。水企のほうが後なのです。ですから、それを早く教えてくれと前の議会にも言ったのですけれども、そういうことで了解です。わかりました。

○議長（宮本皓一君） そのほかありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ30、31ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ32、33ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ34、35ページ。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ36、37ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ先ほどの雇用対策班にお願いしたいのですが、回答できる方、来ていませんよね。

では、この24、25を除いての総括で。

○議長（宮本皓一君） 6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） 先ほどの23ページちょっとさかのぼりますけれども、除染対策、そして先ほど町長さんちょっとおられないのですけれども、22日ですか、8カ町村と3大臣、そして賠償問題、中間貯蔵問題を話しされたということありましたよね。その中においてたまたまこれは土曜日の新聞かな……

○議長（宮本皓一君） 6番さん、町長いないので、これ……

○6番（渡辺光夫君） 結構です。副町長おりますから、後、していただきたいのですけれども、マスコミが大分先行しているなというふうにちょっととらえられるのですけれども、そういうことですべてにおいてやっぱりマスコミ対策もちゃんとやらないと、すべて国のほうに行って、知れ渡っていて、町のやっていることが筒抜けで、何かまだ決まっていない部分まで決まっているようなことで情報が流れているのですよね。これマスコミ対策もやはり、きょうもマスコミさん入っていますけれども、本当にマスコミさんは大切なお方ですから、本当に報道で歩まなくてはいけないところもあるのですけれども、やはり漏洩というか、情報漏れるということが大変今の中においてやっぱりちゃんとした対策をしないといけないのでないかなと思いますので、ぜひ今後委員会、議会等においてもマスコミ対策をしながら、やはり一緒に歩んでいくということをぜひしていただきたいというふうに思つて提案でございますので、今後よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 今おっしゃられるとおりだと私も同感するところがたく

さんござります。これは、今に始まつたことではなくて、我々の避難生活が始まつてから間もなくこういう傾向がずっと出ておりました。我々が耳にするのが後、目にするほうが先というような状況ずっと続いておりまして、これは国によらず県の情報もそういうことでございました。一つの例を挙げれば義援金なんかもそうでした。突然新聞に載つて、義援金を幾ら配るよという話が新聞報道で我々も知るといふ、その後で県に問い合わせして確認して住民対策をとるというようなことで、その間非常におしかりを受けることもありました。これは、国のはうについても同じような傾向がありますので、きょうの冒頭でおわびさせていただきましたが、我々も含めてそうした意味でマスコミ対策ということについては、町長のはうからも国のほう、県のはうにはそのことについては事あるたびにそういう苦言を呈しているということは、我々自身も直接会議の場で耳にしております。そういうことも含めて今後ともそういう対策を十分していくべきということについては全く同感でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 副町長にちょっとお願ひします。今富岡町にとって除染とか、損害賠償、区域割り、いろいろもろもろ重要な時期に入つてきていると思うのです。それで、住民説明会、郡山とか、いわきとか、それもそんな仮設の仲介所レベルではなくて、かなり何百人、何千人クラス入れるようなところに、国の本格除染が始まる前に今こういう状況だよと。やはり新聞では中間貯蔵とか、賠償とか、心配の種が今住民いっぱいあって、私らでもちょっと説明し切れない部分もあるので、できれば大々的なやつをいわきと郡山2カ所ぐらいで開催してもらいたいのですが、副町長、どうですか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） その考え方理解できます。これ本来ですともう少し前に小まめにやっていくべきかなというふうに考えておったところでございます。しかし、今おっしゃられるとおり賠償問題を先頭に区域見直しであるとか、そういうことも非常に滞つてゐるために、除染についても支障を來してゐるというような状況でございます。これは、我々が先ほど来町長が一貫して話していますように、国

が責任を持って進めるべきだということでございまして、今時点の我々の判断というのは、国のかちんとした説明がないままで行っていくべきかどうかという判断を今しなければいけないのだろうというふうに思っています。1つ懸念されることは、それで混乱させてしまったのでは元も子もないということですので、それが一つの安心につながるというようなことであれば、これは本格的に考えていかなければいけない。国の説明会がこのくらいに行われるというようなめどすら今ついておりませんので、今4番議員さんがおっしゃられるようなことも一つの方法だというふうには思いますので、現時点では検討しておりませんでしたが、今後そういうことでの対策ということも検討したいと思います。

ちなみに、あすですか、福島地区の自治会が中心になってちょっと話をしたいというような申し入れもございますから、これについてはあす何かで対応していきたいというふうには考えておりますが、今4番議員さんは大きな会をそこでやってはどうかという提案でございますから、これについては今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今福島地区というのも結構なのですけれども、県外とか、借り上げ住宅とか、できるだけ町報あたりでPRしながら、今国がまだ何も決まっていないと。そういう主催は富岡町でも国に対してオブザーバーとか、そういう立場で回答できる人間に参加してもらって、それでとにかく今現在何も決まっていなければ何も決まっていないでいいのですけれども、こういう状況だということは住民にわかってもらう作業はすべきだと思うので、ぜひ検討してください。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 答弁。

○副町長（田中司郎君） 今来ましたので、ちょっと伝えます。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 今お話を聞きました。きょう国会議員が来て、今ちょっと面会でおくれて申しわけありませんでした。前からそれはいろいろと議長初めお話はありましたので、これはよくわかっています。ただ、その後國のほうのいろんな区

域の見直し、編成の話が出てきたし、さらにまた賠償の話が出てきて、それから双葉郡の8カ町村とのいろいろなグランドデザインを含む7項目の要望、県との連携等も含めて今までに国といろいろと要望しながら、あるいは議論しながら今やっている最中であります。これは、すべてが国がいろいろと前に出てある程度の方向づけをしないと、恐らく住民の皆さんは私たちが今一生懸命闘っているものの考え方と余り変わりないと私は思うのです。ですから、国がいない中で私どもがそれだけでやつてはなかなか消化不良だと私思っています。ですから、国と一緒に同席して、国に対する問題は国が答弁してもらう、町は町なりの考え方ももちろん示しますし、お答えも申し上げますが、それが一つの一番の理想的な集会ではないのか、意見交換ではないのかなということで、ちょっと県にもそれを問題提起していますし、本当は2月に国のほうでやるように約束していたのです。高山政務官、環境省の。それがずるずる、ずるずる今まで延びてきているのが今現状です。ですから、ひとつこの辺はご理解していただいて、もう少し時間いただきたいと思います。そんな長期化は待てません。区域見直しと賠償の問題、これを片づけないと先に進まないとということを含めてご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今の町長の話である程度理解はできますけれども、国なんかはやはり国民から直接熱く言わるとちょっと立場も弱いのかな。確かに町長が強く言うのも大切なのですけれども、何百人、何千人と集まって熱気のあるところで賠償とか、そういうことを住民から強く言ってもらうことによって、物すごく後押しになると思うので、まだ何も決まっていない段階でこういうのはちょっとという話もさっき副町長からあったのですけれども、現在こういう状況だよと、現在の状況報告。だから、住民の皆さん、もう少し待ってくださいねというのもちょっと途中結果でいいのかなと思うのですけれども、そんなことで住民説明会の開催、国の出席を求めた形の。そういうものを要求して終わります。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは、間違いなく国と同席の中での大集会、これは今言われたとおりとにかく民意のいろんな問題提起については、しっかりとそれは国が

受けとめるはずですから、我々がいつも言っているのとまた違った大集団のパワーはこれははかりしれないインパクトあると思います。そういうことで今おっしゃるとおりだと思います。なお、いろいろな仮設住宅の自治会の総会とか、あるいはその他のイベント等々でもできるだけ出席するようにしています。そのときに30分、40分時間をとって今の現状、あるいは課題等についてはいろいろと報告をさせていただいているところでありまして、また今週もあしたは福島のサロンで県北市地域の方が集会やります。そこにも要請されていますので、そこでも今の問題点、課題等これからのことの皆さん方の考え方をとらえながら、議会ともども問題協議をしながら今後取り組むことも言うつもりでございますので、できるだけ数多く私なりに出ていって、そしてお話ししていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） それでは、ここで雇用対策班長がお見えになりましたので、総括を一時打ち切りまして、24ページ、25ページの質疑を承ります。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 24ページの一番上のほうのいわき四倉中核工業団地の中で、3工区10社、4工区9社ということで上がっていますが、これ以上にこの工業団地を使いたいという企業があるのか。また、もしあった場合この工業団地というのは別のところにまた設けるのかということをお聞きしたいということと、あともう一点、これ25ページなのですが、和牛のほうなのですが、最後の安楽死という形にはなっておるのですが、この安楽死させた後の牛をどこに埋葬してあるのか。公有地なのか、民有地なのか教えていただきたいのですが。

○議長（宮本皓一君） 雇用対策班長。

○雇用対策班長（三瓶保重君） それでは、先に25ページの雇用のほうについてご説明します。

いわき四倉につきましては、実は工業団地につきましては、19社で満杯であります。現在5社ほどがそのほかないですかということで問い合わせは来ているのですが、条件的には市町村の土地で無償でという、そんなような幾つかの条件がありますので、現在ほかの場所をちょっと問い合わせている段階でございます。

次に、和牛につきましては、これについては、現在安楽死やっている処分につきましては、原則としてその持ち主の牛の方の敷地内、そちらに一応借りて埋めさせていただいている。最終的には仮置き場、中間処分場ができればそちらに持っていきますよということで、現在その場所とか何かのほうについては、全部記録しております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 和牛のほうはわかりました。ただ、もう一つ、中小企業基盤整備のほうのいわき四倉のほう、5社入りたいという会社があるということは、実際的にこれからもこういう形の施設が必要ではないのかということは、まず事業主さんたちは自立が始まってきたといいいきつかけだと思うのです。そうした場合皆さん自立を支援するためには、基本的にこのような工業団地をできれば幾つか予定地としてでも結構ですが、見つける予定があるのかないのかをお聞きしたいのですが。

○議長（宮本皓一君） 雇用対策班長。

○雇用対策班長（三瓶保重君） こちらにつきましても、各市町村その他の方にこういう土地、県のほうも通じまして、こちらのほうの土地の空き状況ありますかということで調査を依頼はしておりますが、ただ立地条件とか、その他のいろいろな条件がありますので、今のところ現在ちょっと見つかっていない状態であります。ただ、今後さらにそういう自治体とか何かには協力を求めていくつもりであります

以上です。

○議長（宮本皓一君） それでは、これを含めて総括で。

8番、高野泰君。

○8番（高野 泰君） 30ページ、生活貸付金あるのですよね、これ。そこで聞けばよかったですけれども、その辺の考え方、これから考え方、町長としてはどんな考えしていくのか、この辺ちょっと方針というか、みんな返してもらうのか、それとも、その辺の考え方ちょっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 出納班長。

○出納班長（遠藤博美君） 考え方というのはどういうことだかわかりませんが、貸付金となれば当然返還していただくことになると思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 8番、高野泰君。

○8番（高野 泰君） この点については、やはり件数的にはそんなに返してこないですよね、これ。333、2,700万円貸していて……

○議長（宮本皓一君） まだ1年たっていない。

[「まだ日にち来ないもの」と言う人あり]

○8番（高野 泰君） まだ日にちは来ないけれども、その辺の考え方として、やはりこのままずっと貸し続けていくのか、その辺。町民の声からもやはりいろいろ言われているのですよ。富岡だけだよって、やっぱり貸し付けしているのは。あとはみんな支援金で出しているところが多いのですよね。だから、その辺のところも……

○議長（宮本皓一君） そんなことない。

○8番（高野 泰君） そういうふうに言う人もいるのです。だから、その辺もどんなふうにあれなのか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長補佐。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君） 今のお話ですが、恐らくいろんな各町村義援金で相殺しますよとか何かと騒いでいるので、その後どうなったかというのをわかりませんが、少なくとも当初生活貸付金ということで1年を期限に出すと。そもそも今確かに返している方は少ないのですが、一応貸し付け数という形で当然出していますし、今それをではなしですよと例えばした場合ですけれども、逆に貸し付けだから、おれらは借りなかつたのだよという話も出てくるわけです。そういう部分もございますので、今の考え方としては333件ですが、それはいいか悪いかといろんな意見はあるかもしれません、貸し付けしてお貸しするのだと、当初の形どおり今のところやっていかないと余計な混乱が出てくるという考え方であります。ですから、今は当初の予定どおりできるだけ返していただく方策を立てたりして周知してやっていかなければならぬと思っております。

[「できるだけでいいの」と言う人あり]

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君） 訂正します。できるだけでなくて、全額返していただくように頑張ります。

○議長（宮本皓一君） 8番、高野泰君。

○8番（高野 泰君） 課長補佐、本当に今そう言われたとおり、やはりそういうきちつとするならするように、1年で返してもらうとか、やっぱりはっきりしないことには誤解招くと思うので、きちつとしてもらいたい。答弁お願いします、もう一回。

○議長（宮本皓一君） 総務課長補佐。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君） おっしゃられるとおりその辺も広報等でやっていたつもりなのですが、改めて期限の問題もありますし、あと既に返してきている人と返していない人の差もございますので、その辺やっていきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） そのほか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ付議事件2、各班における災害対策業務の執行状況についての件を終了いたします。

それでは、執行部の皆さん、退席して結構です。お疲れさまでした。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 3時15分)

---

再 開 (午後 3時17分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

続きまして、付議事件3、その他の件を議題といたします。

事務局長から説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政実君） お疲れさまでございます。簡潔にちょっと説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、過日4月13日に開催した全員協議会において、ちょっと不明だった点の確認のご報告でございます。まず、特別委員会の設置についてでございますが、特別委員会に議長を含むことはできないかと、済みません、皆さんにお手元に資料をお配りしてありますので、ごらんいただきたいと思います。これについては余り望ましくないという結論でございます。議長としましては、公平、中立の立場であることから、一般的には議長を特別委員会の構成員に含むことは望ましくなく、町村議会の運営に関する基準においても、「議長は、特別委員にならないのを原則とする」と明記されております。

次に、連合審査会で2つの特別委員会を設置することは可能か。これも結論としまして余り望ましくないと。今回の事例について関連性が非常に高いため、一つの特別委員会で審査及び調査を行うことが望ましく、かつ議会議員全員で構成する2つの特別委員会を連合で審査する必要性がないと解されるというような見解でございます。

3番目については、原子力立地4町の兼ね合いはということでございますが、次の2ページ、3ページのほうに連絡協議会の規定が載せてございます。その中の第2条、構成の欄で「原子力安全対策特別委員会又は原子力発電所を所管事務とする常任委員会をもって組織する」ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

そういうことを踏まえまして、4ページでございますが、特別委員会の設置案でございます。原子力発電所に関する特別委員会の設置に関する決議、名称を原子力発電所に関する特別委員会、目的としましては、原子力発電所並びに東日本大震災に関する調査、委員の定数が13名ということでございます。

次に、議会議員報酬について申し上げます。報酬減額などを臨時会で提案することは可能かということでございますが、これは可能でございます。議員報酬の削減については政治的判断と解されることから、提案する時期は特に問題はない。ただし、不利益をこうむることから、遡及措置を行うことは望ましくないということでございます。

また、議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例により、議会議員報

酬を月額で支給しております。このため、辞職や失職などによりその職を離れた場合でも、月額で報酬を受領することになることから、全国的に日割りで支払うよう条例の一部改正を行ってきております。福島県においても数年前に条例が改正され、各市町村でもそのような動きがあることから、本町におきまして、議員報酬削減にあわせて提案したいと考えております。これは、6月定例会に提出することといたしたいと考えております。

その内容でございますが、6ページと7ページでございます。6ページについては、議員報酬の削減の件につきましては、下段のほう、第1条のほうに平成24年7月1日から平成25年3月31日までの間に100分の20を乗じて得た額を減額する額とするということで一応提案したいと考えております。

7ページでございます。一部改正でございますが、7ページの下のほうの（1）、任期満了、辞職、失職、除名、または議会の解散、これについては任期満了等の日ということで示させていただきます。

（2）でございます。死亡した場合、死亡した日の属する月の末日ということでございます。

8ページでございますが、8ページには第5条の2項でございます。こちらは、早い話は禁錮以上の刑に処された場合の期末手当の支給の方法、これはできないよというような項目でございます。ご理解いただきたいと思います。

これについては以上でございます。

次に、仮設住宅自治会との懇談会についてちょっと提案させていただきます。これにつきましても、議員改選になりましたので、12カ所ございます富岡町の仮設住宅自治会、これらと1仮設住宅自治会2時間以内として1日に2カ所、2自治会と懇談をさせていただきたい。期間につきましては、5月、6月を1つの期間として、その間に12カ所、ですから2カ所ずつ行えば6日間ということになります。そのような形で全議員が出席しながら開催することを提案いたします。

最後でございます。5月5日に三春の春祭りがございます。こちらにつきましては、富岡町議会のほうにも参加要請がございまして、議長、副議長、それに新人の早川議員、安藤議員、宇佐神議員に参加していただくように届け出を終えておりま

す。その説明を本日議会報編集委員会が終わりましたら、議会事務局のほうで三春の出張所長が待っておりますので、そちらのほうで説明させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 事務局長の説明が終わりました。ご意見を承ります。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 議会と自治会の懇談会ということなのですが、前回もやつて3カ所で終わってしまったのですか。というのは、いろいろ予定がつかず、あちらの意見を聞けばこちらがだめ、こちらの意見を言えばあちらがだめということで、中途半端に終わってしまった経緯あるのですが、その辺の説明なんかどうするのですか。土日に振り分けて行くのか、平日でもどちらの意向で行くのか、あちらの要望を聞くのか、その辺はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

あと今5月5日の春祭りですか、三春の。自治会のほうから要請があって、議員さん5名ですか、4名ですか……

○事務局長（角政実君） 5名です。

○11番（渡辺三男君） 5名行くということなのですが、その選択した理由をお聞かせください。

○事務局長（角政実君） では、まず下のほうの三春の春祭りから申し上げさせていただきます。

議会議長、前議長から実行委員会のほうのメンバーになってございます。それで、今回議長を含めて5名の方の参加を依頼したいというような話がありましたので、早速議長のほうに相談申し上げまして、今回議長が先頭になって馬に乗らなければならないということで、4名の方はその重臣という役割でございます。今回新人の皆さんにご協力いただけないかと思いまして、新人の皆さんにお話お伝えしまして、一応都合の悪い方を除きまして、3名の方に理解をいただきました。最後の1名ちょっと足りなかつたものですから、最後に副議長に頭を下げてちょっとお願ひして了解いただいたという経緯でございます。

それと、あと懇談会でございますが、なかなか難しいものがございます。私もど

のようにしていいかちょっとお答えに迷うところがありますので、前回同様行って住民の皆さんのお話を聞く、それに答えるという方法しかないのかなと。前もって要望事項とか何か挙げろといつても、これは町執行部とは全然違いますので、そういう話し合いで住民の皆さんのがんばる意気をちょっと聞いていただければありがたいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 前段に関してはわかりました。後段に関してまさにそのとおりだと思うのですが、やる日にちの設定、土日に限ってやるようになりますか、あちらの意向を聞いてそれに合わせるか、こちらの意向でいつやりますよと自治会のほうに申し入れてしまうのか。恐らく土日といつてもなかなか大変なのかなと思いますので、議会側のほうで早目にいつはどこ、富田は例えば5月の20日なら20日午前中10時からとかときちんと早目に申し入れて、その日に行ったほうがいいのかなと思うのですが、そのほうが決まりやすいと思います。そのようにお願ひしたいと思いますが。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角政実君） そういう形で進めたいと思います。ただ、自治会班としてもいろいろ行事が入ってございますので、これでご理解いただければ、すぐに出張所長に連絡して日程調整のほうに入っていたらというふうな考え方で進めさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 例えばこれ14名いるのだけれども、14名全員ではなくて手分けというやり方はできないのですか。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角政実君） 前回もそういう考え方で提案がございました。しかし、全員で行ったほうがよろしいというようなことで、前回3カ所ですか、実施させていただきましたが、全員で参加させていただいております。これは、議員の皆さんの協議の中であとは進めていただければありがたいのかなと事務局としては考えて

おります。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） その全員で行ったほうがよろしいというのは、住民側がよろしいと言ったのですか。それとも、議員が全員で行ったほうがいいと言ったのか。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角政実君） 一議員の、議員の中からの話でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） わかりました。議員がそういう結論を出したのであればわかりました。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 結局その当時は、12カ所でなくて11カ所だったのかね。

[「違うよ、12だよ」と言う人あり]

○13番（三瓶一郎君） 11ではなかったか。後で1個追加になったのだろう。当時11カ所。まあいいとして、結局3カ所でやめたというのは、我々が行ってあれしても建設的な前向きな話し合いというのは全くないわけ。議員に対して誹謗中傷、不満不平をやるわけですよ。それで、3カ所で終わってしまったわけ、もうやっていられないと。我々は、不平不満を聞こうという気はあっても、結局行けばおまえら選挙目当てに来たのだろうとか、いろいろ我々議員に対しての誹謗中傷がたびたび3カ所ともあるものだから、では残りはやめようという経過があるわけです。

○議長（宮本皓一君） それでは、この応急仮設住宅の懇談会について暫時休議をして皆さんで詰めたいと思います。

休 議 (午後 3時30分)

---

再 開 (午後 3時42分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

お諮りをいたします。この件については、議長、副議長、それから事務局に案をゆだねていただきまして、日程等については決定次第皆さんにご通知申し上げるということでお異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局からの提案のとおり決します。

その他議員の皆さんからございませんか。

[「順番追ってやらないの」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） これについてはないと言ったから、はしゃって飛ばしたのだけれども。

[「いつ終わったの」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） さっきこれについてはなしということを言われたから。では、戻します。

12番。

○12番（塚野芳美君） 局長、確認したいのだけれども、別に報酬日割りにするのに反対しているのではないのだけれども、これ何回読んでも、これ読むと4年後の話だけれども、これ割り算するの、日割り。3月30日まででしよう、任期。そうすると、この文章からいくと二十何分の何とかに日割りなのですけれども、そういう.....

[「8ページの5条の2あたりか」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 局長。

○事務局長（角政実君） 報酬の件でございますよね。基本的に今始まりは日割り、終わりは末日までということで、月の途中で終わっても月末までの1ヶ月分が支給されております。それが今度は一応やめられた日で1ヶ月分が支給されないとということになる。ですから、その日数から日曜日を除いた日数で日割りで計算されるというような考え方でございます。

○12番（塚野芳美君） 休議してくれる。

○議長（宮本皓一君） 暫時休議します。

休 議 (午後 3時46分)

---

再 開 (午後 3時46分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

事務局長。

○事務局長（角 政実君） 4年後のことですね。3年後とか、2年後はいいですけれども、4年後はそういうことです。

○議長（宮本皓一君） その他ありませんね。

6番。

○6番（渡辺光夫君） 1つだけ確認したいのですけれども、高速道路の乗りつけ、要するに福島県内はすべてやっぱりあれだということでの議会でもって提案していくだくというか、要望しておくというか、町との協議をちゃんとやっておくということをぜひしていただきたいと思うのですけれども、さっきもちょっとあったのですけれども、どこまでだったかちょっと確認とれなかつたので、白河もそうだし、勿来もやはり入れてもらうというか、福島県内すべてを入れてもらうということできひ……

[「この次にしゃべるんでしょう」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） その他のその他を議員から聞いていますから、今。

○6番（渡辺光夫君） そういうことでひとつお願ひします。

○事務局長（角 政実君） ただいまの件ですが、先ほど何か担当班長から説明あつた中では、免許証と罹災証明で富岡町であればどこから乗ってもいいように手続申し込んでいると言っていたと私伺っていますので……

○6番（渡辺光夫君） その点確認しておいてください。

○事務局長（角 政実君） はい、わかりました。

[「それ確定じゃないんでしょう」と言う人あり]

○事務局長（角 政実君） 確定ではないです。今申請しているというか、要望している。

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 先ほど10番議員からもあったように補償の一律の要求と、あと今6番さんからあった高速の無料化、これ今当然本来であれば30キロ圏内、原発被災者に関しては日本全国無料になるべきだと思うのですが、そのくらいの要望

はしてもいいのかなと思うのです。あとは9月以降の無料化、今現在9月まで終わりますから、それ以降も当然無料にすべきだと思いますので、日本全国に散らばっているという現状を踏まえれば当然そうなるべきだと思うのです。そういう要望活動はしっかり議会として執行部がどう考えていようが、議会は議会でやるべきだと思いますので、どうでしょうね。

[「休議して」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 暫時休議します。

休 議 （午後 3時49分）

---

再 開 （午後 3時57分）

○議長（宮本皓一君） なければ再開いたします。

その他皆さんからないということですので、以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

閉 会 （午後 3時57分）